

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく
特定デジタルプラットフォームに対する経済産業大臣による評価（案）
に対する意見公募の結果について

令和4年12月22日
経済産業省

令和4年11月11日から12月11日まで、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業大臣による評価（案）に対する意見募集を行った結果、34件の御意見をいただきました。

本件に関してお寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方を別紙のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

なお、本意見公募とは直接関係のない御意見につきましては、御意見に対する考え方をお示ししておりませんが、承っております。また、一部、提出意見は整理又は要約しております。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 意見公募の実施方法

（1）意見公募期間

令和4年11月11日（金）～12月11日（日）

（2）資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（3）意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール、郵送

2. 意見公募の結果

意見提出数 34 件

3. お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

番号	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 評価案全体に関する御意見		
1	- 膨大な提出書類を基礎として、簡潔にまとめがなされており、共同規制を志向する法の趣旨並びに国民及び事業者への情報提供としても非常に有益なおとりまとめと感じました。 - 記述の方法に関しても、規制官庁にありがちな上から目線の一方的な批難ではなく、法律、事実及び資料に基づいて、謙抑的かつ建設的な提案がなされており非常に好感がもてる。 - 今後の運用に関しても、事業者や専門家のみならず、様々なメディアとのエンゲージメントを通じて、有益なご活動の周知がさらに向上することを願っております。	いただいた御意見については、今後の運用の参考とさせていただきます。
2	- 本評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から提出された令和3年度定期報告書等の内容、デジタルプラットフォーム取引相談窓口寄せられた情報、その他アンケート調査等の情報を確認するとともに、「モニタリング会合」を通じて、学識経験者や関係者の意見を聴取することで、網羅的、体系的にデジタルプラットフォームの利用に関する論点が明らかになり改善方針が示されたことは、大きな前進であり賛同する。また、形式にとらわれず最新の事例に関しても評価対象とされたことは、変化の激しい不確実性の高い環境においては、重要なことであると考えます。 - 評価にあたって経済産業大臣の注視や期待が具体的に明記されたことは、経年的な施策である透明化法の運用にあたって継続的な改善が促進することが期待される。また、透明化法の運用に限らず、透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいものについては、強制力ある介入方策について検討していくことが考えられる旨が示されたことも評価できる。	賛同いただく御意見として承りました。
3	透明化法の狙いを実現するために、今後はデータや学知などのエビデンスに基づいた議論がより一層取り入れられることを期待する。	いただいた御意見については、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。
4	第2回モニタリング会合【資料1】(本評価案 脚注7参照)15頁によれば、概ね70%から80%の利用事業者が、透明化法の施行を受けて、1年前と比べ、オンラインモール運営事業者／アプリストア運営事業の情報開示や相談窓口での対応が、より分かりやすく丁寧になった又は改善されたと感じると回答している。当該調査結果は透明化法に関連する取組みの成果の1つと言えるため、本評価案が公平な評価を記載したものとなるよう、本評価案自体に当該結果を含めるよう要望する。	御指摘の内容については、既に本評価の3頁に、「利用事業者向けのアンケート調査結果によると、多くの利用事業者が、特定デジタルプラットフォーム提供者による情報開示や相談窓口での対応がよりわかりやすく丁寧になったと回答している」と記載しておりますが、御指摘を踏まえて、「多くの」を「約7～8割の」へ修正いたします。＊別添2の1頁にも同じ記載があります。
5	本評価案にて指摘されている通り、アンケート調査結果が、App Store における体験が肯定的なものであることを示していることを嬉しく思っています。アンケートにおいて、80%近くのデベロッパから肯定的に評価されていることは注目に値します。相互理解を深めるために、本評価において、このような肯定的な声を、よりバランスの取れた形で受け入れていただくことを希望いたします。	御指摘の内容については、既に本評価の3頁に、「利用事業者向けのアンケート調査結果によると、多くの利用事業者が、特定デジタルプラットフォーム提供者による情報開示や相談窓口での対応がよりわかりやすく丁寧になったと回答している」と記載しておりますが、御指摘を踏まえて、「多くの」を「約7～8割の」へ修正いたします。＊別添2の1頁にも同じ記載があります。

6	・評価(案)における「利用事業者」は特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第2条第3項に規定する「商品等提供利用者」と同義との理解でよい。もし、そうであるならば、同法に基づく評価(案)においては、便宜上の用語ではなく法令上の用語を用いるべきである。もし、異なるならば、「利用事業者」の意味するところを明確にされたい。	本評価における「利用事業者」は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和2年法律第38号。以下「法」とする。)第2条第3項に規定する「商品等提供利用者」と同義です。本評価の1頁において、本評価における「利用事業者」を「特定デジタルプラットフォームを利用する事業者」と定義しております。本評価では、相互理解の一助となるよう、国民の皆様が本評価をご覧になったときに理解しやすい表現を採用いたしました。
7	・2頁脚注6は、利用事業者の声には、規約等の誤解や認識不足に基づく不満が含まれ得る点に留意する必要がある、と記載している。そもそも利用事業者は、消費者に直接サービスを提供する者であって、プライバシー保護やセキュリティ担保等消費者の利益保護を十分に図る第一義的な責任を負っていること、利用事業者は認識不足を改善し、消費者利益を害さないように努力すべきことを、脚注6での当該言及にとどめるのではなく、本評価案の本文中にしっかりと記載すべきである。 ・デジタルプラットフォームは多面市場であって、プラットフォーム提供事業者は利用事業者および一般消費者の利益を確保する必要がある。	ご指摘の「利用事業者の認識不足」があるとしても、それを改善するために、特定デジタルプラットフォーム提供者によるわかりやすい説明が重要となる場合があると考えております。 また、デジタルプラットフォーム提供者が、利用事業者及び一般消費者双方の利益を確保する必要があることも念頭に、本評価では、消費者等の利益保護とのバランスについて言及しているところです。 利用事業者の責任等に関していただいた御意見については、今後実施する評価の参考とさせていただきます。
8	・本評価(案)は特定デジタルプラットフォーム提供者の利用者のうち商品等提供利用者に関する評価に偏っており、一般利用者に対する取組についての評価を欠いており、均衡を失し法の趣旨にも反する。よって、一般利用者に対する取組についての評価も記載すべきである。	透明化法第3条(基本理念)には、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する施策は、「デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図ること」を旨として行うことが規定されています。また、本評価は「指針」を勘案して実施するものであるところ(法第9条第2項)、当該指針は、特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との相互理解を促進するために必要な措置を定めたものです。したがって、本評価についても、主に特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との関係性が中心となっています。
9	・経済産業大臣が特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行えるだけの知識があるのか。 ・経済産業大臣はデジタルプラットフォームからお金を貰っていないのか。	経済産業大臣が評価を行うに当たっての知識及び公正性に関する御指摘と理解いたしました。 本評価は、法第9条第2項に基づき、経済産業大臣が特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うものです。その評価に当たっては、同条第3項により、あらかじめ、利用者又はその組織する団体、学識経験者その他の経済産業大臣が必要と認める者の意見を聞くことができます。本評価は、デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合(以下「モニタリング会合」という。)の有識者等の意見も踏まえ、公正に実施しております。
10	・特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(以下「透明化法」といいます。)の手續に貢献する機会を歓迎いたします。	本評価では、特定デジタルプラットフォーム提供者に期待される取組の方向性を示していますが、その方向性をどのように実現するかについ

	・デベロッパを含む関係者の皆様と引き続き緊密に連携し、ユーザー及びデベロッパの双方にとってより良いマーケットプレイスにするためには、エコシステム全体の適切なバランスに照らして最適な取組を行っていくことが必要であると考えています。透明化法は、「国の関与その他の規制を必要最小限のものとすることによりデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されること」を基本理念として掲げており、本評価を踏まえて具体的な取組を自発的に決定し実施していくことが責務であると理解しています。 ・本評価の案(以下「本評価案」といいます。)には、すべてのデジタルプラットフォームに対して一律に一定の措置が期待されることを示す記述があるように見受けられます。また、本評価案で示された期待の中には、一部の限られたデベロッパの声に基づくものがあるように見受けられます。他方で、最適な取組はデジタルプラットフォームごとに異なること、また、緊密に統合されたエコシステムの実態を考慮しないままに、限られたデベロッパにより指摘された問題に対して断片的なアプローチを採用することは、エコシステム全体にとって最良ではない可能性があることをご理解いただければ幸甚に存じます。	では、各社が創意工夫を発揮して自主的かつ積極的に対応するものと考えております。 また、本評価は、モニタリング会合の有識者等の意見も踏まえて実施しております。
11	・評価(案)の「利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が著しく働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、中小企業等が一部のデジタルプラットフォームを利用せざるを得ない状況が生じやすいとの側面もある。」という記載について、一般論としてのデジタルプラットフォームの側面を説明する記載としてはある意味正しいのかもしれないが、本法が規制対象とするオンラインモールについては、利用者(消費者・販売事業者)のマルチホーミングなどが実証的にも確認されているところであり、「ネットワーク効果」が著しく働くといった「ネットワーク効果」が著しく働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、中小企業等が一部のデジタルプラットフォームを利用せざるを得ない状況が生じやすいとの側面もある。」という評価は必ずしも妥当しない。 (例: Akman, P. (2021). A Web of Paradoxes: Empirical Evidence on Online Platform Users and Implications for Competition and Regulation in Digital Markets. SSRN 3835280, OECD Economics Department Working Papers (2021). Are online platforms killing the offline star? Platform diffusion and the productivity of traditional firms ISSN: 18151973)。 ・デジタルプラットフォームに関する研究については途上であるが、本法が制定されて以降の研究・議論の蓄積や市場の実態を踏まえ、経済産業省におかれては、オンラインモールを本法の規制対象とし続けることが適切なのか、見直しに向けた検討を行うべきである。	透明化法の規制対象となる事業の区分については、①当該分野が国民生活において広く利用されている状況、②当該分野の一部のデジタルプラットフォームへの利用の集中の度合い、③取引の実情及び動向を踏まえた取引先事業者の保護の必要性、④他の規制や施策での対応の状況といった要素を勘案して定めております(法第4条第3項)。オンラインモールにつきましては、公正取引委員会による「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査」等の各種実態調査や内閣官房デジタル市場競争会議ワーキンググループの議論等も踏まえ、上記の要素を勘案し、規制対象として定めております。 いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
2. 特定デジタルプラットフォーム提供者に期待される取組の方向性について		
12	・特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的な運営改善と公正な評価のサイクルが十分に活用されることにより、各デジタルプラットフォーム提供者のそれぞれの特徴を活かしてイノベーションを促進しつつ、利用事業者との相互理解が促進され、消費者にとっても安心して安全なプラットフォームサービスが提供されるようになることを期待する。(2 頁「I はじめに①特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的な運営改善」、10 頁「Ⅲ おわりに 2 段落目」)	賛同いただく御意見として承りました。 特定デジタルプラットフォーム提供者には、本評価を踏まえ、自主的かつ積極的に運営改善を図るとともに、当該取組の実効性をしっかり説明していくことで、利用事業者や社会全体からの信頼を確保していくことを期待しております。
13	・今後とも、共同規制の精神に基づき事業者の自主性を最大限に発揮する形で取組を進めることが、イノベーションを促進し、規制による予期せざる影響を回避しつつ、プラットフォームの透明性・公正性を確保するための最も適切な方策であると考えています。	いただいた御意見については、今後の運用の参考とさせていただきます。

	・プラットフォーム規制を巡っては、特にヨーロッパにおいて様々な議論が行われていることは認識しておりますが、強力な介入方策には、消費者の便益、セキュリティの確保、イノベーションの阻害などの観点から懸念の声も挙がっています。 ・日本において共同規制によるプラットフォームの透明性・公正性確保が機能していることは、世界をリードする成功事例であり、日本政府が今後とも共同規制の取組を深めていくことを支持します。 ・透明化法が、国の関与その他の規制を最小限とし、事業者の自主的・積極的な取組を基本とすることによってデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されることを基本理念に掲げていることを踏まえ、一連のプロセスを一層効率化し、事業者の創意・工夫を活かす形で取組を共に進めていくことができれば幸いです。	共同規制の実効性を確保する観点からも、特定デジタルプラットフォーム提供者には、本評価を踏まえ、自主的かつ積極的に運営改善を図るとともに、当該取組の実効性をしっかり説明していくことで、利用事業者や社会全体からの信頼を確保していくことを期待しております。
14	・評価(案)全体について、デジタルプラットフォームに対する「共同規制」のアプローチは、世界でもあまり例が見られないものであると認識している。例えば、本件取り組みを、日本における成功事例として海外へ積極的に発信していくようなアクションも検討してもよいのではないかと。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 共同規制の実効性を確保し、成功事例として海外に積極的に発信していくという観点からも、特定デジタルプラットフォーム提供者には、本評価を踏まえ、自主的かつ積極的に運営改善を図るとともに、当該取組の実効性をしっかり説明していくことで、利用事業者や社会全体からの信頼を確保していくことを期待しております。
15	・デジタルプラットフォーム提供者の取組み評価をする際は、国内利用事業者および国内消費者のみならず、海外利用事業者や海外消費者に対しても同様にイノベーション促進、透明性向上、プライバシー保護その他消費者の権利について好影響を与える実践を推奨していくことが重要である。これはすなわち、デジタルプラットフォームを活用することで、国内利用事業者においても、海外への事業展開により成功を収めて事業を拡大していることや、国内消費者が国内利用事業者だけでなく海外利用事業者によるイノベーションの果実を享受していることも加味することが不可欠だからである。よって、ベストプラクティスを示す際には、過度に日本に特有用な手法ではなく、グローバルな法・政策環境に合致して世界で活用できるプラクティスを検討し例示していくことを経済産業省に要望する。	いただいた御意見については、今後実施する評価の参考とさせていただきます。
16	・「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」(平成 6 年公正取引委員会)においては、「(略)取引の透明性の確保(略)等の観点から行政機関が営業方法、品質・規格、広告・表示等に関して、具体的に制限したり、事業者又は事業者団体に対して自主規制を行うよう指導することがある。(略)これらの行政指導は、原則として、独占禁止法との関係において問題となるものではないが、当該行政指導を受けて事業者が共同して、又は事業者団体が決定した基準等が、需要者の利益を不当に害し、又は構成事業者等にその遵守を強制するものであれば、事業者又は事業者団体の当該基準等の決定は独占禁止法上問題となることから、行政機関は、この点に十分留意する必要がある。また、行政機関が営業方法、品質・規格、広告・表示等に関して指導する場合において、事業者が共同して、又は事業者団体が、当該行政指導を受けて価格等の取引条件についてまで決定すれば、遵守を強制するものでなくても、当該決定は独占禁止法上問題となるので、この点についても十分留意する必要がある。」と考え方が示されています。 ・経済産業省は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づき、「オンラインモール」及び「アプリストア」それぞれの事業分野におけるリーディングカンパニーである特定デジタル	透明化法に基づく施策は、デジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されることを旨として行うものであり(法第3条)、本評価もその観点から実施しております。 ご指摘の「評価できる取組」もあくまで一例であり、当該取組の実施を強制するものではありません。むしろ、特定デジタルプラットフォーム提供者が創意工夫を発揮して自主的かつ積極的に対応するものと考えております。 したがって、御指摘のような「協調的な行動が誘発され、事業形態が均質化・平準化し、公正かつ自由な競争が損なわれる」といった問題が生じることは想定しておりませんが、万が一独占禁止法第 19 条の規定に違反していると認められる行為があった場合には、公正取引委員会に対し措置請求を行う可能性があると考えております。

	プラットフォーム提供者に対し、自主的な運営改善の手段として、「本評価で掲げる評価できる取組を参照していくこと」を提案しています。自主的かつ積極的に運営改善を図っていく過程で同業他社の営業上の「評価できる取組」を参照した結果、それぞれの事業分野における数少ない大規模事業者の協調的な行動が誘発され、事業形態が均質化・平準化し、公正かつ自由な競争が損なわれるおそれがあるのではないかと懸念されるところです。特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく行政指導によって、経済産業省が指定した事業分野の各社の創意工夫が減殺し、カルテル体質の業界となることは避けるべきです。 ・経済産業省におかれましては、経済産業省が主導するモニタリング・レビューの枠組みにより、競争法・競争政策上望ましくない事業環境を誘発することのないよう、十分留意いただくよう、特定デジタルプラットフォーム提供者が同業他社の「評価できる取組」をどのような形で参照すれば、協調的な行動をもたらすことを回避できるのか(独占禁止法違反のリスクを避けられるのか)、具体的かつ明確な方針を公にお示しいただきますよう、お願いいたします。 ・また、経済産業省におかれましては、経済産業省が評価できる取組を特定デジタルプラットフォーム提供者が参照した結果、協調的な行動がとられた場合であっても、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第13条に基づき、公正取引委員会に対して措置請求を行うことはない、との理解でよかったか、考えを明確にお示しいただきますようお願いいたします。	
17	・評価案(2頁)の「①特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的な運営改善」は、大いに期待すべきことであり、透明化法の目的そのものでもある。特定デジタルプラットフォーム提供者に報告書を提出させて評価すること自体が、そのための仕組みである。 ・「②自主的な手続・体制整備に関する『指針』の改定」について、その「自主的な取組の状況」を踏まえつつ「経済社会情勢の変化」に応じて「不断に見直される」としていることは、上記のような共同規制の仕組みを十分に生かそうとするものということができる。さらに、グローバル化の終焉と経済安全保障の時代の到来という時流を「経済社会情勢の変化」として明記するのであれば、より高く評価することができる。 ※事務局注:御意見詳細については「御意見詳細1」をご参照ください。	ご指摘いただいた①については、御理解のとおりと考えております。 ご指摘いただいた②の前半については、御理解のとおりと考えておりますが、ご指摘の「経済社会情勢の変化」には様々なものが含まれると想定しておりますところ、指針を見直す場合は、透明化法の目的に沿って検討することになると考えております。
18	・評価(案)Ⅰの「③強制力ある介入方策の検討」について、「共同規制」という取引透明化法の趣旨に鑑みると、強制力のある介入は、必要最小限度にとどめるべきではないか。	本評価は、あくまで、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的かつ積極的な取組を促すべく実施するものです。「強制力ある介入方策の検討」は、期待される取組の方向性が特定デジタルプラットフォーム提供者の自主性に委ねていては実現しないと考えられる場合の対応オプション(ありうる選択肢)として記載しているものであるところ、本評価の2頁の記載を修正することで、その旨を明記させていただきまます。
19	「透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいものについては、強制力ある介入方策について検討していくことが考えられる。」とのことですが、なぜ強制力のある介入が必要なのでしょう？全国の行政による色んな施設の経営がうまくいってないのに強制力のある介入で企業の経営がうまくいかなかったら問題。既存法令での対応が難しいものについては、強制力ある介入というのはしないほうが良いと思う。	本評価は、あくまで、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的かつ積極的な取組を促すべく実施するものです。「強制力ある介入方策の検討」は、期待される取組の方向性が特定デジタルプラットフォーム提供者の自主性に委ねていては実現しないと考えられる場合の

		対応オプション（ありうる選択肢）として記載しているものであるところ、本評価の2頁の記載を修正することで、その旨を明記させていただきます。 なお、透明化法の立法時において、特定の行為を禁止する規定が必要との意見もあった一方で、イノベーションとのバランスも考慮し、まずは報告・評価制度の運用等を通じて実態を把握し、知見を蓄えるべきとの意見もあり、現在の透明化法成立に至っているところです。
20	・特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的な運営改善と公正な評価のサイクルが活用され、共同規制が功を奏し、透明化法の目的が達成されることに期待をしている。今回、特定デジタルプラットフォーム提供者による定期報告の提出、モニタリング会合でのヒアリングや議論を経て、初の評価案が提示されたところである。共同規制のアプローチは緒についたばかりであり、透明化法自体も勧告や命令という措置を有しているがそれらが発動される事態には特段至っていない。そのような状況において、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価(案)（以下「本評価案」）が突然強制力ある介入方策の検討に言及することは根拠に欠けるものである。 ・本評価案は、共同規制のメリットを最大限に実現できるような内容にすべきである。現段階で本評価案に「強制力ある介入方策の検討」を含めることは透明化法の趣旨を没却するものであり、根拠にも欠ける以上、かかる方向性を削除することを求める。	本評価は、あくまで、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的かつ積極的な取組を促すべく実施するものです。「強制力ある介入方策の検討」は、期待される取組の方向性が特定デジタルプラットフォーム提供者による自主性に委ねていては実現しないと考えられる場合の対応オプション（ありうる選択肢）として記載しているものであるところ、本評価の2頁の記載を修正することで、その旨を明記させていただきます。 なお、立法時において、特定行為の禁止規定が必要との意見もあった一方で、イノベーションとのバランスも考慮し、まずは報告・評価制度の運用等を通じて実態を把握し、知見を蓄えるべきとの意見もあり、現在の透明化法成立に至っているところです。
21	・強制力ある介入方策を検討することを現時点で強調する記載は妥当でない。 ・特定 DPF 法3条は、デジタルプラットフォーム提供者が透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与や規制は必要最小限のものとすることを定めている（「共同規制」の採用。）。 ・特定 DPF 法の制定に当たっては、一定の取引上の不当行為に対する禁止規制の導入の要否について議論されたが 2、最終的には、デジタル市場における事業者のイノベーションの阻害につながる懸念があることから、その導入が見送られた経緯があったものと承知している。 ・しかるに、評価案 10 頁は、評価の締めくくりとして、「自主的な取組を基本とするという透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいものについては、国際的な動向も参照しつつ、関係省庁とも連携して、強制力ある介入方策について検討していくことが考えられる。」として、強制力ある介入方策の検討を示唆し、これを3つの「本評価を踏まえた対応の方向性」のうちの1つとして挙げて強調している。 ・今回の評価は、特定 DPF 法の施行後、初めて実施されたモニタリングレビューであるところ、共同規制の趣旨からすれば、デジタル市場における事業者のイノベーションを阻害しないよう、まずは今回の評価の結果を踏まえた各特定デジタルプラットフォーム提供者の自発的かつ積極的な取組みに期待すべきである。 ・したがって、現時点で強制力ある介入方法の検討を強調することは、特定デジタルプラットフォーム提供者を萎縮させることによってその取組みの多様性を失わせ、評価基準の画一化を招来するおそれがあり、そ	本評価は、あくまで、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的かつ積極的な取組を促すべく実施するものです。「強制力ある介入方策の検討」は、期待される取組の方向性が特定デジタルプラットフォーム提供者による自主性に委ねていては実現しないと考えられる場合の対応オプション（ありうる選択肢）として記載しているものであるところ、本評価の2頁の記載を修正することで、その旨を明記させていただきます。 なお、立法時において、特定行為の禁止規定が必要との意見もあった一方で、イノベーションとのバランスも考慮し、まずは報告・評価制度の運用等を通じて実態を把握し、知見を蓄えるべきとの意見もあり、現在の透明化法成立に至っているところです。

	の結果、かえって利用事業者の選択を狭めてしまい、競争機能を損なう状況を作出しかねないため、共同規制の趣旨にそぐわないものと言わざるを得ない。	
22	・法に基づく職務の執行の状況(原案第Ⅱ.1.1)について、事業者に対して「自主的な運営改善を促す」と掲げている。にもかかわらず、評価(案)の冒頭2ページから早くも「強制力ある介入政策の検討」が盛り込まれており、やや言行不一致の印象を受けた。直接的な介入を事業者が懸念すると、そもそも(介入につながり得る)情報を開示するインセンティブが低下し、透明化法の目的達成が難しくなる危険性もある。従来型の行為規制に近い運用がなされないよう、当局による何らかの意思表示や事業者との対話が必要ではないだろうか。	本評価は、あくまで、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的かつ積極的な取組を促すべく実施するものです。「強制力ある介入方策の検討」は、期待される取組の方向性が特定デジタルプラットフォーム提供者による自主性に委ねていては実現しないと考えられる場合の対応オプション(ありうる選択肢)として記載しているものであるところ、本評価の2頁の記載を修正することで、その旨を明記させていただきます。 なお、立法時において、特定行為の禁止規定が必要との意見もあった一方で、イノベーションとのバランスも考慮し、まずは報告・評価制度の運用等を通じて実態を把握し、知見を蓄えるべきとの意見もあり、現在の透明化法成立に至っているところです。
23	・「強制力ある介入方策」を検討していくことが考えられる、としている。しかし、このようなことを検討するというのは、上記の共同規制の法システムを根本的に転換するのを検討するということである。そのためには共同規制によって法目的を達することができないとの論証がなければならないが、それについては、徴憑すら窺われない。透明化法による評価は今回が嚆矢だと理解しているが、その最初の機会に法システムの根本的な転換を検討するというのは、極めて唐突である。 ・「強制力ある介入方策」として何を想定しているのかを明記すべきであり、それを抜きにこのような記述を行うのは唐突の感を免れない。また、政府がそのような介入方策を検討すると明言すること自体が市場への介入なのであって、事業者に警戒を与え、経済活動を萎縮させることになりかねない。そのようであって、懸念国由来のデジタルプラットフォーム提供者との競争上わが国の事業者のみが不利な立場に置かれ、上記のような事態が発生する可能性を高めることともなる。透明化法に基づく評価案においては、この部分は市場環境を際立って不透明にするものであって、削除することが望ましい。 ※事務局注:御意見詳細については「御意見詳細1」をご参照ください。	本評価は、あくまで、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的かつ積極的な取組を促すべく実施するものです。「強制力ある介入方策の検討」は、期待される取組の方向性が特定デジタルプラットフォーム提供者による自主性に委ねていては実現しないと考えられる場合の対応オプション(ありうる選択肢)として記載しているものであるところ、本評価の2頁の記載を修正することで、その旨を明記させていただきます。 なお、立法時において、特定行為の禁止規定が必要との意見もあった一方で、イノベーションとのバランスも考慮し、まずは報告・評価制度の運用等を通じて実態を把握し、知見を蓄えるべきとの意見もあり、現在の透明化法成立に至っているところです。
24	・本評価を踏まえた対応の方向性について、「国内外の民間団体や政府機関等と連携した改善施策」を追加することを提案する。透明化法による取り組みは相互理解の促進という目的によって双方の主張を社会に明らかにして社会的な議論を喚起するという使命がある。また、改善方針等でも記載されているように、デジタルプラットフォームに関する論点は、社会全体に大きな影響をあたえるグローバルイシューであるため、行政機関だけでなく国内外の事業者及び利用者の団体及び学術団体やメディア等も含んだ関係者が連携した取り組みが重要であると考えからである。	いただいた御意見については、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。 なお、モニタリング会合は、特定デジタルプラットフォーム提供者とその関係者間での課題共有や相互理解を促すとともに、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上につなげていくことを目的としており、御指摘の取組の一つとなることを期待しております。
25	・評価(案)Ⅲについて、今後、法が求める体制・仕組みが確立されたような論点については、報告内容の簡略化や報告対象からの除外等の見直しを行っていくことも検討していくべきではないか。	いただいた御意見については、今後の運用の参考とさせていただきます。

3. 透明化法に基づく義務の履行状況

(1) 提供条件等の情報開示

26	・本評価案において、「Apple においては、App Store 価格設定用テーブル(Tier)の価格を変更する旨の通知を変更の 15 日前に行う事案があった。」と記載されています。 ・段階的価格体系(Tier 制の価格体系)において、175 カ国の App Store 店頭(ストア)での価格を適時に調整することは、デベロッパの以下のような利益を保護するために重要であることをご理解いただけますと幸いです。 ● この価格体系は、デベロッパが、各法域の税率及び 45 の通貨の外国為替相場の知識を必要とすることなく、175 カ国及び地域のそれぞれにおいて簡単に価格設定することを可能とします。 ● この調整により、デベロッパを、通貨価値の低下や税金の導入により特定の国において多額の収入を損失してしまうことから守ります。 ● この調整によって世界中の顧客に同等の価格が適用されることになることから、デジタルアイテムのゲーム内経済圏をサポートしているデベロッパにとって、世界中のすべてのユーザーに対して公平な競争の場を提供するために特に重要です。 ・その一方で、各ストアの価格の安定性を保つことの重要性についても認識しています。各ストアの価格の安定的に維持することは、ユーザーの使いやすさにつながり、特定の地域のストアから売上の大部分を得ているデベロッパにとって、その事業の安定性に寄与するものであるからです。 ・全世界での整合性及び特定のストアにおける安定性との間で適切にバランスをとるために、外国為替相場やその他の要因(税金等)を注意深くモニタリングし、必要な時にのみ、慎重に価格調整を行ってまいります。実際に、2008 年に日本で App Store をローンチしてから、日本のストアに対して価格階層の調整を行ったのは、わずか 4 回(2013 年、2015 年、2019 年及び 2022 年)です。柔軟な価格設定のために十分な粒度を有するさまざまな価格階層を提供していることから、デベロッパは、価格調整後も容易に価格を最適化することができます。 ・上記のとおり、本評価案において記載されている価格調整の際に、デベロッパの利益を熟慮していたこと、また価格調整の理由は明確であったことにご留意いただきたいと思います。 ・上記のとおりではありますが、段階的価格体系に関して、一部のデベロッパからより柔軟な価格設定を求める声があり、このようなデベロッパの声に応じて、価格階層に関して、以下の 2 つの変更を発表しました。これらの変更は、自動更新可能なサブスクリプションについては 12 月 6 日付で実施され、その他のすべての IAP については 2023 年春から実施されます。この変更による効果は以下のとおりです。 ● 価格階層の追加: 選択可能な 600 の新しいプライスポイントと、リクエストに応じて利用可能な追加の 100 の高額プライスポイントを追加します。これにより、カスタマー・フレンドリーなプライスポイントが 900 ポイントとなります。これはこれまでほとんどの App で利用可能だったプライスポイントの 10 倍近い数字です。	透明化法上、提供条件を変更する場合、利用事業者による作業・調整が発生するときには、当該作業等に必要な合理的な期間を設けて、変更の内容及び理由を通知しなければならず、また、当該作業等が発生しないときであっても、15 日前までに通知しなければならないのが原則です(法第5条第4項第1号、省令第 10 条第1項第1号、同条同項第2号、同条第2項)。 また、例外的に事前通知期間を不要とし又は短縮することができる事由は省令に定められています(第 11 条第1項各号)。したがって、特定デジタルプラットフォーム提供者には、これらの規律を遵守していただく必要があります。 Apple が利用事業者の声を踏まえて新しい施策を発表したことについては、本評価の3頁脚注 10 に追記いたしました。当該施策については、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。
----	--	---

	● 価格階層の柔軟性:デベロッパは、グローバル平準化の基準として、米国以外のストアを標準値として選択できるようになります。外国為替相場や税金に変更がある場合、価格が定期的に更新され標準値のストアとの平準化が維持されます。標準値のストアの価格は自動的に更新されません。これは、価格階層調整によって日本のストアの価格が上昇することを希望しない日本のデベロッパが、米ドルではなく日本円で価格を管理できることを意味します。したがって、この選択肢を選んだ場合、デベロッパが直接行動しない限り、日本の App Store での価格が変わることはありません。さらに、その他のストアにおける価格は、日本円に対する現地通貨の価値の上昇及び低下に応じて増減するのみとなります。	
27	・評価案では、「Apple においては、App Store 価格設定用テーブル(Tier)の価格を変更する旨の通知を変更の 15 日前に行う事案があった。提供条件の変更等を行うに当たっては、利用事業者の事情を勘案し、十分な準備期間を設けるとともに、変更内容や理由をわかりやすく説明する必要がある。また、その上で、利用事業者との対話プロセスをより実効あるものとする必要もある。これらの観点から、提供条件変更時の各社の対応について注視していく。」としている。 ・利用事業者へ十分な準備期間を設け、変更内容や理由を分かりやすく説明する必要がある点はその通りであるが、App Store 価格設定用テーブル(Tier)の価格変更等、アプリ内の課金体系の変更は、消費者との関係では可能な限り迅速に反映される必要がある点も考慮に入れられるべきである。 ・デジタルプラットフォームはネットワーク効果(取引透明化法 2 条各号)を本質とするのであり、消費者に対する配慮が欠け、ひいては消費者の利用が減少することは、利用事業者の便益をも低下させることになる。App Store 価格設定用テーブル(Tier)の価格変更等、アプリ内の課金体系の変更に関し、アプリの利用者、特に e スポーツ等の競技種目としても用いられるゲームでは、可能な限り迅速に為替変動が反映されることが利用者間の公平の観点から重要な場合がある。消費者との関係では可能な限り迅速に反映される必要がある点も考慮に入れられるべきである。なおこの際、為替変動が適切にアプリ内の課金体系に反映されなければ消費者に対しても適切でない対応になることには留意する必要がある。”	いただいた御意見については、今後の運用の参考とさせていただきます。 なお、提供条件の変更に当たり、利用事業者に十分な準備期間が与えられないことで混乱が生じ、結果的に消費者に不利益が生じることも考えられます。
28	App Store 価格設定用テーブル(Tier)という制度は、事業者の自由な価格設定を妨げている点で不適当だと思うので、Apple 社にこのような制度をやめるよう行政指導していただきたい。	いただいた御意見については、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。 なお、Apple Store 価格設定テーブル(Tier)については、利用事業者による価格の設定を柔軟化する措置を講じることが公表されており、その旨を本評価の3頁脚注 10 に追記いたしました。
(2)相互理解を促進するための手続・体制整備		
29	・評価案 4 頁及び別添 2 の 3 頁では、「特定デジタルプラットフォーム提供者が、利用事業者や社会全体から信頼を確保していくに当たっては、外部から検証できるようなかたちで、自社による取組を説明していくことが重要である。そのためにも、次回の定期報告書や対外説明等において、(i) 定量的な実績、課題への対処に至った具体例、改善を実効的に進めるための工夫等、各種取組の実効性について、内部監査等によるエビデンスを添えて提示すること、(ii) 既に実施した改善措置に限らず、現状の課題と考えている事項及	透明化法上、特定デジタルプラットフォーム提供者は、本評価の結果を踏まえ、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を自主的に向上させる努力義務を負います(法第9条第6項)。もっとも、本評価では、透明化法の趣旨に照らし、特定デジタルプラットフォーム提供者に期待される取組の方向性を示していますが、その方向性をどのよう

	び今後の対応方針について説明することで、自主的かつ積極的に運営改善を行う姿勢を示していくことを期待する」とされている。評価案 7 頁及び別添 2 の 13 頁にも同旨の記載がある。 ・法律上、特定デジタルプラットフォーム提供者が定期報告書において報告すべき事項や対外的に説明すべき内容については、法の目的である透明性・公正性を高めつつ、事業者の重要な営業秘密を保護すること等により事業運営への過度な介入を避けイノベーションを阻害しないよう配慮した形でバランスをとるべく定められたものと理解している。その結果、法律上は、特定デジタルプラットフォーム提供者が、外部から検証可能なかたちで自社の取組を説明したり、エビデンスを開示したりすることまでは定められていないものと理解している。また、「特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針」の 3.1 や 3.4 において、第三者による監査や意見聴取は取組例の一つに挙げられているが、同 1.1 で「特定デジタルプラットフォーム提供者の事業運営形態も様々であることが想定されることから、「3 具体的な取組例」を実施することが求められているものではない。」と明記されている。本項目に限らないが、評価案における貴省の「期待」とは、現行の透明化法が意図した目的を考慮しつつ、各社が事業上重要な営業秘密の保護など、個別具体的な実情に照らして採否を判断することを求める趣旨であることを確認していただきたい。また、貴省におかれては、特定デジタルプラットフォームの事業運営に過度な負担が生じることのないよう、ご配慮をいただきたい。 ・法 3 条においては、「デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する施策は、(中略)デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与その他の規制を必要最小限のものとする」旨定められている。この基本理念を受け、法 9 条および省令は、定期報告書に記載すべき大項目およびフォーマットを定めるものの、各項目において記載する具体的な内容や記載事項の正確性の担保は、特定デジタルプラットフォーム提供者の自主的な判断に委ねられていると考えられる。このような法令の立て付けに鑑みると、定期報告書に記載する内容や利用事業者等への開示内容について、仮に、外部検証可能なかたちでの説明やエビデンスの提示等の期待を表明し、その期待に添わない場合に特定デジタルプラットフォーム提供者の取組みに懸念を示すことなどにより事実上義務付ける趣旨であるとすれば、法律上定められている義務の範囲を超えており、裁量の範囲を超えているのではないかと懸念する。	に実現するかについては、各社が創意工夫を発揮して自主的かつ積極的に対応するものと考えております。 定期報告書の内容につきましても、モニタリグ会合の有識者等の意見も踏まえると、利用事業者や社会全体からの信頼を確保していくに当たっては、各社が取組の実効性について、裏付けとなるエビデンスを示しながら説明することが重要であると考えておりますが、その方向性をどのように実現するかについては、上記と同様です。 いただいた御意見については、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。
30	・本評価案において、「特定デジタルプラットフォーム提供者が、利用事業者や社会全体から信頼を確保していくに当たっては、外部から検証できるようなかたちで、自社による取組を説明していくことが重要である。そのためにも、次回の定期報告書や対外説明等において、i) 定量的な実績、課題への対処に至った具体例、改善を実効的に進めるための工夫等、各種取組の実効性について、内部監査等によるエビデンスを添えて提示すること…を期待する」と記載されています。 ・自社の取組がデベロッパや社会全体に広く理解されるよう、今後も努力を続けていきます。この点において、外部の方々に理解を深めていただくことが必要であると理解していますが、デジタルプラットフォーム自身が、どのような新たな取組を実施し、そうした取組をビジネスユーザーや社会全体にどのような方法で説明するかについて決定していくべきであり、その責任があると理解しています。また、デジタルプラットフ	モニタリグ会合の有識者等の意見も踏まえると、利用事業者や社会全体からの信頼を確保していくに当たっては、各社が取組の実効性について、裏付けとなるエビデンスを示しながら説明することが重要であると考えておりますが、その方向性をどのように実現するかについては、各社が創意工夫を発揮して自主的かつ積極的に対応するものと考えております。 また、本評価では、現状の課題と考えている事項及び今後の対応方針について説明することで、自主的かつ積極的に運営改善を行う姿勢を示していくことを期待する旨示しています。まさに御指摘の「取組むべ

	ホーム提供者の決定は、取り組むべき課題の重要性に関する自主的な判断に基づいて行われるべきです。	き課題の重要度に関する判断」についてご説明いただくことが重要であると考えております。
(3) 苦情処理・紛争解決の状況		
31	・評価案5頁及び別添の5頁では、「利用事業者との紛争解決に当たっては、第三者を関与させる取組も有効となり得る。例えば、アカウント停止措置等、特定デジタルプラットフォーム提供者による措置について争いがあり、セキュリティ対応等の事情により利用事業者に必要な情報を開示できないような場合には、当該措置の適切性を客観的に確認することが困難になるという問題が生じ得る。このような場合に、利用事業者の求めに応じて ADR(裁判外紛争解決手続)を利用するなどの対応や、紛争解決に要する費用の合理的な費用負担の在り方についての検討が行われれば、高く評価できる。」と記載されている。 ・また、評価案8頁及び別添2の16頁では、「アカウント停止措置の適切性について外部検証できるよう、アカウント停止措置に対する異議申立ての件数や事例等について説明することを期待する。また、利用事業者の求めに応じて ADR(裁判外紛争解決手続)を利用するなどの対応や、紛争解決に要する費用の合理的な費用負担の在り方についての検討が行われれば、高く評価できる。」と記載されている。 ・異議申立てプロセス等の妥当性については、貴省におかれても客観的かつ公平な検証・評価が行われることを期待する。評価案では ADR の利用が紛争解決手段の一つとして推奨されているが、特定デジタルプラットフォーム提供者が提供している既存の手段では何故不十分であるとするのか、ADR が既存の手段と比較して「措置の適切性」を担保するのに適切と考える理由、ADR の実施に伴って生じる特定デジタルプラットフォーム提供者、利用事業者その他への負担、特定デジタルプラットフォーム提供者の秘密保持の問題等については、さらに慎重な検討が必要と考える。 ・さらに、ADR の利用は「特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針」の 3.2 において取組例の一つに挙げられているが、同 1.1 で「特定デジタルプラットフォーム提供者の事業運営形態も様々であることが想定されることから、「3 具体的な取組例」を実施することが求められているものではない。」と明記されていることを指摘したい。 ・アカウント停止に関する苦情処理・紛争解決においては、個々のケースにより様々な理由や背景事情があり得るところ、特定デジタルプラットフォーム提供者も、そのような個々の利用事業者の実態を踏まえてこれらの処理を行っている。しかしながら、利用事業者が望むとおりの結論となるとは限らないため、処理の手続自体が適切であったとしても、利用事業者が不満を感じているケースもあると考えられる。そして、このような不満は、ADR を利用した場合であっても、同じく生じるものとする。したがって、特定デジタルプラットフォーム提供者による措置の適切性・公平性を、当該措置に関する利用事業者からの異議申立ての件数や一部の利用事業者の声だけで評価することは困難であるとする。貴省におかれても、上記のような事情を斟酌いただき、異議申立てプロセス等の妥当性について客観的かつ公平な検証・評価を行っていただきたい。 ・また、評価案では ADR の利用が紛争解決手段の一つとして推奨されているが、ADR を利用するに当たっては、コスト負担、DPF ビジネスに精通した調停委員／仲裁委員の選任、利用事業者への負担、実効性、	本評価の5頁に記載しているとおり、「苦情処理・紛争解決の具体的な方法は、利用事業者の数等の事業運営の実態を踏まえ、各社が創意と工夫を凝らして講じていくもの」であると考えております。 本評価は、モニタリング会合の有識者等の意見等を踏まえ、ADR の導入等に関する検討がなされた場合には高く評価できる旨示すものであり、検討の結果、ADR の導入は適切ではないと考える場合にその理由を説明することもあり得ると思っております。 いただいた御意見については、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。

	機密情報の取扱い、日本における ADR の利活用の状況といった問題について、特定デジタルプラットフォーム提供者を含むステイクホルダーの間でさらに検討が必要と考える。 ・この点に関して、「特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針」の 1.2 において「法の基本理念(法第3条)に鑑みれば、本指針は、特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るという目的に照らして、必要以上に負担を強いるものではない」と明記されていることを指摘したい。	
32	・利用事業者との紛争解決に関し、一定の場合には利用事業者の求めに応じて ADR(裁判外紛争解決手続)を利用するなどの対応を行うことが推奨されている。この点、現在、法務省では ODR(オンライン紛争解決手続)の推進に向けた検討が進められている。ODR は時間的・場所的な制約を受けない点、紛争解決に要する経済的・時間的なコストが大幅に削減され得る点などから新たな紛争解決手段として期待されており、その発展を後押しする観点から、特定デジタルプラットフォーム提供者にも、今後の ODR の進展状況を踏まえながら、ODR の利用を促して頂きたい。	本評価の5頁に記載しているとおり、「苦情処理・紛争解決の具体的な方法は、利用事業者の数等の事業運営の実態を踏まえ、各社が創意と工夫を凝らして講じていくもの」であるところ、本評価は、モニタリグ会合の有識者等の意見を踏まえ、ADR(ODRを含みます。)の導入等に関する検討がなされた場合には高く評価できる旨示しております。 いただいた御意見も踏まえ、各社の取組を注視してまいります。
4. オンラインモール・アプリストア分野における主な課題と期待される取組の方向性		
(1) アプリストアの手数料・課金方法		
33	・Apple Store のアプリに対する 20%程度の手数料賦課は、ユーザー及び事業者からは「Apple 税」と揶揄されているほど、その意義及び算定根拠が不明確であるから、Apple 社に対してきちんと根拠を説明するよう要請してほしい。	本評価の6頁において、「Apple 及び Google には、アプリストアの運営に係る費用と手数料の関係性や費用負担の在り方について詳しく説明すること、利用事業者からなる団体等と協議を進めること等、利用事業者との相互理解に向けて継続的に取り組んでいくことを期待する。」と示しております。 いただいた御意見も踏まえ、各社の取組を注視してまいります。
34	・アプリストア手数料の問題に関しては、特定のデバイスが特定のアプリストアしか使用できない(通常の方法を用いる場合であって、jailbreak などによりアプリストアを変更することは考慮しないものとする)場合、アプリストアは製品に付随するサービスであるとして、ストア参加者からの手数料徴収を禁止すべきである。これは、アプリストアにユーザを囲い込むことで、高額な手数料をストア参加者側に強制できるため、極めてゆがんだ市場となり、競争が生じなくなるためである。 ・ストア参加者からの料金徴収は、利用者がストアを自由に選べる(←ココが重要)状態でのみ許容されるべきであり、特定のデバイスでは特定のストアしか利用できないのであれば、デバイスに付属するサービスのサブスクリプションとして、利用者側に対してストアが直接請求すべきである。 ・この問題は特に「優遇ベンダー」と「不遇ベンダー」を生み出す問題があるので、上記は可及的速やかに行うべきである。優遇ベンダーと不遇ベンダーでは、同じものを(ストア利用者目線で)同じ値段で販売しても、収益に大きな差が付く。これにより、ストア側に取り入ったベンダーは、ストアに取り入っていないベンダーよりも一方的に有利に市場に参加できるようになる。	いただいた御意見については、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。

	・禁止にどうしても踏み切れないのであれば、最低限アプリ購入の際に「アプリ購入者に対するストア手数料の明示」を義務付けるべきである。	
35	・Apple については、IAP(In-App-Purchase(アプリ内課金システム))の利用を義務付けられるアプリに該当するか否かの判断基準が不明瞭であり、アプリを提供する事業者の事業計画に多大な影響を及ぼしていると認識している。iOS アプリローンチ後 5 年間は何も問題なくアプリを提供できていたところ、突如、アプリ内でのサービスの提供がデジタルコンテンツ販売に該当すると解釈され、それまで許可されていたアプリの審査が通らなくなる事態が発生した事例も存在する。本評価案において指摘されているとおり、利用事業者との相互理解に向けた継続的な取り組みを促して頂きたい。	賛同いただく御意見として承りました。 いただいた御意見も踏まえ、各社の取組を注視してまいります。
36	・デジタルプラットフォーム運営の透明性や公正性は重要であるが、評価(案)では透明性の要求が必要を超えているのではないと思われる。特にプライシングにおいて、透明性が重要となる大きな理由としては、独占的な地位を乱用していないかどうかを確認することであり、単に透明であればそれによいというものではない。独占的な地位を乱用しているかどうかの評価には、サービスの質や需要およびサービス提供の費用(投資費用を含む)を考慮する必要がある。これらの情報は企業の機密にも関係するので、それらを提供する必要があるのはそのような乱用の懸念が高いとき、たとえば、明確な理由なく手数料を高額に値上げした恐れがある、等の認定が必要ではないか。 ・プラットフォームの役割は、運営事業者の努力により、取引が活性化、円滑化され、コンテンツを提供する事業者や利用する消費者の取引利益を高めることである。運営事業者の役割として、様々なプラットフォームにおけるサービス(コンテンツの安全性の維持、決済機能、適切なマッチング等)の質を高めることが重要であり、そのインセンティブを低下させることは社会的な不利益をもたらす。過度な透明性の要求は、そのようなインセンティブの低下につながる可能性がある点を考慮すべきである。	本評価では、手数料について、利用事業者の理解と納得が得られているとは言えない状況に鑑み、利用事業者との相互理解に向けた継続的な取組を期待する旨示しております。その方向性をどのように実現するかについては、各社が創意工夫を発揮して自主的かつ積極的に対応するものであり、「アプリストアの運営に係る費用と手数料の関係性や費用負担の在り方について詳しく説明すること」は、その一例として考えられることを示しています。 いただいた御意見については、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。
37	・評価(案)6ページの「アプリストアの手数料・課金方法」において「手数料について競争が十分に働いていると認めるのが難しく」との記述がある。適切な競争が実現している、あるいは手数料が“割高”かどうかを議論するためには、類似市場における手数料との比較や学術的な根拠に基づく、慎重な議論が必要だと強く感じる。たとえば、Apple 社はアプリストアだけでなく、iPhone や iPad というハードウェアからも大きな収益を上げている。このような補完財が存在する状況では、(アプリストアの魅力を高めてハードウェアの収益を上げるために)事業者は手数料を“割安”に設定するインセンティブがあるかもしれない。手数料はアプリ市場における価格であり、事業者にとって最も重要なビジネス上の決定変数である。明確な根拠なく競争の不十分さを公開文書で指摘することは、事業者との信頼関係を損ない自発的な取組を妨げる危険性があるのではないかと懸念する。また、手数料については、過去の会合における参考資料に以下の記述がある。Apple 社と Google 社の回答は、手数料の実態に関して有益な情報を含んでいるため、評価(案)の文面においても言及すべきだったと感じる。 Apple 社「App Store でデジタルコンテンツを販売するデベロッパのほとんどに、当該 15%の手数料のみの支払いで足りる資格がある。デベロッパの 85%は、Apple に支払う手数料は 0%である。」(同資料 49 ページ)	モニタリング会合意見とりまとめにおいては、「手数料について競争が十分に働いているとは言えない中で、…利用事業者からの理解と納得を得られる状況には至っていない。」と指摘されています。また、デジタル市場競争会議「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」においても、「アプリストアにおける課金システムについては、サードパーティ・デベロッパは Apple の設定する手数料を受け入れざるを得ない状況にある。このため、手数料設定について、顧客であるサードパーティ・デベロッパの選択による競争圧力が働かず、競争が十分に機能していないおそれがある。」と指摘されています。 本評価では、そうした指摘がなされている中で、利用事業者からの理解と納得が得られているとは言えない状況に鑑み、利用事業者との相互理解に向けた継続的な取組を期待する旨示しております。 いただいた御意見については、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。

	Google 社「現在では、Google Play で該当するデジタルコンテンツを販売するデベロッパーの 99%以上が 15%以下のサービス手数料の適用を受けることができる。」(同資料 88 ページ) (以下の資料より抜粋:【特定デジタルプラットフォーム提供者に対する 質問・確認事項について(各社からの回答)】 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_platform_monitoring/pdf/006_s02_00.pdf)	
38	・評価案(p. 6)はアプリストアの手数料・課金方法についてプラットフォーム提供者間に十分な競争がないと指摘している。その上で、(1)決済手段の選択肢の拡大が競争を促すことを認めつつも、それが競争を促すのに不十分であること、(2)アプリストアの運営に係る費用と手数料の関係性などを詳細に明示することを求めている。 ・まず、(1)について、評価(案)は決済手段の選択肢の拡大を評価しているが、背後にある論理がよく分からない。「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合 意見とりまとめ」(以下、「意見とりまとめ」とする)を読むと、決済手段はユーザーへの課金方法のことだと思われる。決済手段の選択肢の拡大はユーザーの利便性を高めるため、プラットフォーム提供者は決済手段を多様化することで競争優位に立てる。つまり、事業者に対しても手数料を下げる必要性が低下するため、これはむしろプラットフォーム市場での競争を阻害する可能性もあるのではないか。また、という Apple 社が提示した「App 内課金は Apple が手数料を徴収するための仕組みである」「単一の安全で使いやすい支払方法を iOS ユーザーに提供する」(意見とりまとめ、p. 39)という 2 つの理由は一利用者としても理解できる。 ・(2)について、アプリ事業者とユーザー(消費者)の両方が利用者であるというプラットフォームの 2 面性という特性を踏まえれば、プラットフォーム提供者には事業者に必要なアプリを提供させるインセンティブがある。高い手数料率は事業者の参入障壁を不合理に高めかねず、プラットフォームに供給されるアプリの多様性や量を抑制しかねない。その意味で、プラットフォーム提供者には過度に高い手数料率を定めるインセンティブはさほどなく、「当初から……業界標準レベル……、手数料が公正であることの証左であると考えられる」という Apple 社の主張(別添 2, p. 6)や「サービス手数料の水準が適切かつ合理的である」という Google 社の主張(別添 2, p. 7)は受容できるのではないか。 ・評価(案)(p. 6)がアプリストアに対して「アプリストアの運営に係る費用と手数料の関係性や費用負担の在り方」に関する詳細な説明を求めているのは、「意見とりまとめ」(p. 21)には「手数料の妥当な水準について、総収入と総費用が一致していれば、30%が高すぎるということにならない」という記述を踏まえたのかも知れない。しかし、公表された財務諸表情報を越えて私企業の利益構造に関する詳細を要求することには違和感を覚える。	モニタリング会合意見とりまとめにおいては、「手数料について競争が十分に働いているとは言えない中で、… 利用事業者からの理解と納得を得られる状況には至っていない。」と指摘されています。また、デジタル市場競争会議「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」においても、「アプリストアにおける課金システムについては、サードパーティ・デベロッパーは Apple の設定する手数料を受け入れざるを得ない状況にある。このため、手数料設定について、顧客であるサードパーティ・デベロッパーの選択による競争圧力が働かず、競争が十分に機能していないおそれがある。」と指摘されています。 ご指摘の(1)については、アプリストアの手数料の位置づけが、決済手数料ではなくアプリストアの利用料であることが明らかとなる中で、決済手段の選択肢の拡大は、決済手数料の競争を促すかもしれないが、アプリストアの手数料の競争を促すことにならないといった認識が広がりがつつあることを示したものです。 ご指摘の(2)については、本評価では、上記のような指摘がなされている中で、利用事業者の理解と納得が得られているとは言えない状況に鑑み、利用事業者との相互理解に向けた継続的な取組を期待する旨示しております。その方向性をどのように実現するかについては、各社が創意工夫を発揮して自主的かつ積極的に対応するものであり、「アプリストアの運営に係る費用と手数料の関係性や費用負担の在り方について詳しく説明すること」はその一例として考えられることを示しています。 いただいたご意見については、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。
39	・経済産業省が、特定デジタルプラットフォーム提供者が運営するアプリストア事業に関して「手数料について競争が十分に働いているか否か」を評価するにあたっては、一部の利用事業者の意見に過度に依拠するのではなく、関連市場の明確な画定やアプリストア事業の仕組みに関する正確な理解に立脚した精緻な経済分析を行うことが望ましい。 ・アプリストア事業を包含する関連市場が適切な方法によって画定された場合、当該市場には Apple と Google が運営するアプリストアが両方とも含まれることが確実視される。また、アプリの種別によってはその他の流通経路も関連市場に含まれるものと考えられる。例えば、携帯端末とパソコンの双方で消費され	モニタリング会合意見とりまとめにおいては、「手数料について競争が十分に働いているとは言えない中で、… 利用事業者からの理解と納得を得られる状況には至っていない。」と指摘されています。また、デジタル市場競争会議「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」においても、「アプリストアにおける課金システムについては、サードパーティ・デベロッパーは Apple の設定する手数料を受け入れざるを得ない状況にある。このため、手数料設定について、顧客であるサ

	るデジタルコンテンツを扱うアプリに関しては、App StoreとGoogle Playだけでなく、利用事業者の自社サイトを含む様々な流通経路が存在しており、それらをすべて包含する関連市場が画定されるものと考えられる。複数の流通経路間で競争が行われている現状においては、アプリストアの手数料率は競争的な水準に設定されている可能性が高い。もっとも、アプリストア運営事業者は電力送配電市場における一般送配電事業者等とは違って、自然独占を形成しているわけではないため、そもそも価格規制の対象とすべきではない。したがって、アプリストア運営事業者の手数料率を、当該事業者の収入と総費用が一致するような水準に規制する政策は経済学的には正当化されない。 ・現行の手数料体系の下では、利用事業者は少額の登録料を除けば前もって料金を支払うことなく、アプリストア運営事業者からアプリの安全性・機能性の検証やアプリストアへの掲載といったサービスを受けることができる。一方で、アプリストア運営事業者は多額の研究開発投資や設備投資に加え、日々発生する費用を負担することでアプリストアを運営しており、それによって利用事業者が膨大な数の消費者にアクセスすることを可能にしている。消費者もそのおかげで多種多様なアプリから好みのアプリを選択することが可能となっており、結果として多額の消費者余剰が生み出されている。アプリが売上を実現した場合に課される手数料は、アプリストア運営事業者が運営費用を回収すると共に、投資に対する適正な収益を実現するために必要である。仮に手数料率に上限が課された場合、アプリストア運営事業者は利用事業者に高額なアプリ掲載費用を課すなどして費用を回収し、投資収益を確保せざるを得ないだろう。そうなった場合、多くの利用事業者はアプリを開発したり、アプリストアに掲載したりするインセンティブを失うと考えられる。そのような変化は、利用事業者だけでなく消費者にも多大な不利益をもたらす。 ・「手数料の支払いの有無により利用事業者とAppleとの間で公正な競争が歪められないか」という疑問に関しては、経済学理論が多くの示唆を提供している。具合的には、数多くのミクロ経済学モデルが、プラットフォーム提供者が自ら商品・サービスの提供者となること(例えば、アプリストア運営事業者が自らアプリを提供すること)は経済厚生を改善をもたらすことを示している。こうした結論は、プラットフォーム提供者と利用事業者との間の手数料に起因する費用の非対称性を考慮した場合でも成立する。このことは、アプリストア運営事業者が自らアプリを提供することは競争を歪めるのではなく、むしろ競争を促進する効果を持つことを示唆する。 ・公開されているエビデンスからも、利用事業者がアプリを提供する様々な川下市場(音楽配信サービス、動画配信サービス、ゲーム配信サービス等の各市場)において、アプリストア運営事業者が自らアプリを提供することが、競争を歪めるわけではないことが窺われる。実際、Appleのアプリが利用事業者のアプリと競合する多くの市場において、消費者の間では利用事業者のアプリのほうが広く普及していることが報告されている。 ※事務局注:御意見詳細については「御意見詳細2」をご参照ください。	ードパーティ・デベロッパの選択による競争圧力が働かず、競争が十分に機能していないおそれがある。」と指摘されています。 本評価では、そうした指摘がなされている中で、手数料について利用事業者の理解と納得が得られているとは言えない状況に鑑み、利用事業者との相互理解に向けた継続的な取組を期待する旨示しております。その方向性をどのように実現するかについては、各社が創意工夫を発揮して自主的かつ積極的に対応するものであり、「アプリストアの運営に係る費用と手数料の関係性や費用負担の在り方について詳しく説明すること」はその一例として考えられることを示しています。 いただいたご意見については、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。
40	・本評価案において引用されている利用事業者向けアンケート調査結果によると、多くの利用事業者がApp Storeを肯定的に評価していることを喜ばしく思います。以下にその例を記載します。	本評価では、「アプリストアの手数料は、『モバイル向けデジタルサービスを有償で提供する事業者にとって』、事業性判断や将来投資を左右する極めて重要な関心事項となっており、その水準や課金方法の在り方については、問題点を指摘する声が数多く寄せられている」と記載

	●「Apple に対して支払う利用料やその他料金等について、対価に見合ったサービスを受けていると思うか、または Apple からの説明に納得しているか。」という質問に対して、回答者の 75.2%が肯定的な回答をしています。 ●「Apple が説明している利益は、回答者の企業において実現されていると思うか。」という質問に対して、回答者の 78.9%が肯定的な回答をしています。 ・本評価案は、手数料について、「利用事業者の理解と納得を得られる状況に至っているとはいえない」と記載していますが、上記のようにデベロッパの過半数が App Store を肯定的に評価していることを本評価において明らかにしていただけますと幸甚に存じます。 ・実際に、本評価案では、手数料に批判的な一部のデベロッパの声が重要視されているように見受けられます。デベロッパが可能な限り低い手数料を支払いたいと考えるのは自然なことです。このような批判の声があることは驚くべきことではありません。 ・しかしながら、手数料がこれまで業界の標準的な料率を超えたことはありません。App Store が 2008 年に初めて開始されてから、手数料を値上げしたことはありません。実際には、1 年を超えたサブスクリプション製品に対して 15%の手数料を導入し、また、Small Business Program を通じて、年間収益が 100 万ドル以内のデベロッパの手数料率を引き下げたので、デジタルコンテンツを販売する日本のデベロッパの大多数は、15%の手数料しか支払わなくてよい資格を有しているため、Apple の手数料率は時の経過と共に減少しています。さらに、App Store のすべての App のうち、約 15%のみが手数料の対象となっています。このように、App Store のほとんどの App は、手数料を支払っていません(※)。 ・以上の次第ですので、本評価案の指摘するような「アプリストアの運営に係る費用と手数料の関係性や費用負担の在り方について詳しく説明すること、利用事業者からなる団体等と協議を進めること」という特定の取組の実施を求められる合理的な根拠はないものと考えています。 ※手数料が妥当であることに関する詳細な説明については、内閣官房デジタル市場競争本部のパブリックコメントの手続で、Apple がデジタル市場競争本部に提出したコメントをご覧ください。このコメントは、同本部のウェブサイトで閲覧可能です。	しております。ご指摘いただいたアンケート結果は、手数料を支払わずにアプリストアを利用している利用事業者による回答を含むものであり、当該結果のみをもって、手数料を支払っている利用事業者との関係で相互理解に向けた取組が不要であるとは言えないと考えております。 もっとも、利用事業者との相互理解に向けた取組について、その方向性をどのように実現するかについては、各社が創意工夫を発揮して自主的かつ積極的に対応するものと考えております。「アプリストアの運営に係る費用と手数料の関係性や費用負担の在り方について詳しく説明すること」、「利用事業者からなる団体等と協議を進めること」は、その一例として考えられることを示しています。
41	・「高額」な手数料の問題とサイドローディング強制措置への懸念がある。 ・「強制力ある介入方策」が具体的に何を指しているかは、はっきりしない。評価詳細においても、管見の限りその疑問を払拭する記述は見当たらない。したがってその内実を推測するのは困難であるが、あるいは、アプリストア手数料に関する観点を想定しているのかもしれない。手数料の問題は、30%の手数料を支払っているデベロッパが App Store で約 0.3%、Google Play では約 0.1%以下という数値が示されており、そのような実態の下では、30%の手数料を支払っているデベロッパというのは、要は多くの利益を得ている例外だと見られ、そのような者の声に惑わされて強制力をもって市場に介入するのを検討すること自体、正当性に関して深刻な懸念がある。しかし、それとの関連でとりわけ懸念されるのは、手数料の引き下げと引き換えに主張されうる、サイドローディング強制措置である。 ・これは、一定の市場支配力を有するデジタルプラットフォーム提供者に対し、その管理下にあるサイトからユーザがアプリを入手するだけでなく、そうでないサイトからも入手できるようにせねばならない、との発想	本評価は、あくまで、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的かつ積極的な取組を促すべく実施するものです。「強制力ある介入方策の検討」は、期待される取組の方向性が特定デジタルプラットフォーム提供者による自主性に委ねては実現しないと考えられる場合の対応オプション(ありうる選択肢)として記載しているものです(本評価の2頁の記載を修正することで、その旨を明記させていただきました)。したがって、本評価では、その具体的な内容を示してはおりません。

	に立つものである。政府の他の部門での検討の文言を藉りれば、一定規模以上のOSを提供する事業者がアプリストアを提供する場合に、ユーザが「ブラウザを使ってアプリを直接ダウンロードできるようにする」ことを義務付ける、というものである。これについては、評価案にも評価詳細にも記載されておらず、以下の本コメントが空振りとなり、筆者の懸念が杞憂に終わることを期待するものであるが、現に他の政府機関においては検討対象とされており、透明化法に基づく「強制力ある介入方策」として将来想定される可能性もあるので、敢えて記載しておきたい。 ※事務局注：御意見詳細については「御意見詳細1」をご参照ください。	
(2) 自社及び関係会社の優遇		
42	・「自社優遇の有無については外部検証が難しく、また、一見公平な基準であっても、結果的に自社・関係会社が利用事業者より優位になることはあり得るとも指摘されている。特定デジタルプラットフォーム提供者は、その透明性・公正性を高める必要が高い存在である以上、利用事業者のみならず、有識者をはじめとした世の中の懸念を払拭していくことが重要である。各社には、自社及び関係会社の優遇の有無、自社優遇がある場合はその正当性について、客観的に検証できるようなかたちで情報開示や体制整備を進め、その内容を説明していくことを期待する。」(別添2 13 頁)について、当該記述の削除を求める。 ・当該記述は、主として、商品の表示順位に関するものであると考えられる。しかし、以下の理由により、削除されるべきと考える。 ・まず、自社優遇について透明化法上要求されているのは、自社優遇がある場合の内容及び理由開示(法5条2項1号ト、省令6条2、3号)であり、結果の公平性の実現ではない。すなわち、自社の商品と利用事業者の商品を同じ基準で評価した結果、自社の商品が上位に表示されることまでを自社優遇と評価するものではないと理解している。したがって、当該記述は、法の定める以上の義務を特定デジタルプラットフォーム提供者に課すものであり、裁量の範囲を超えていると懸念する。また、透明化法は独占禁止法の補完法であるところ、政府が透明化法を根拠に独占禁止法の規制の範囲を超えて企業の業務・取引内容に介入することは差し控えられるべきであると考ええる。 ・特定デジタルプラットフォーム提供者にとって、検索結果等において商品を表示する順位を決めるアルゴリズムは、消費者にとってのサイトの使いやすさに直結するため、競争上きわめて重要な営業上の秘密である。特定デジタルプラットフォーム提供者は、そのようなサイトの利便性の向上のために多大な投資を行い、検索順位の精度の向上に努めている。これらについて外部検証を可能にするということは、第三者に競争上重要な秘密情報を開示するということであり、競争上重大な懸念がある。そのため、法5条2項1号ハを定めるにあたって、表示順位決定のための「主要な事項」の開示を義務付けるにとどまり、詳細なアルゴリズムの開示までは求められていない。それにもかかわらず、第三者にアルゴリズムを開示してまで検証させるべきとすれば、適切な競争に悪影響が生じる懸念がある。	透明化法が自社優遇を禁止するものではないことは御指摘のとおりであり、本評価においても、一般論として「自社優遇行為については、正当化されるものもあれば、公平性・公正性の観点から問題があると評価される場合もある」と記載しております。 もっとも、透明化法は、規制対象事業者に対し、利用事業者との相互理解を図るための措置を講じることを求めています。自社優遇に関しては、利用事業者のみならず、モニタリング会合の有識者等からも懸念が示されているところ、本評価では、相互理解に向けて説明していくことを、期待される取組として示しています。そして、関係者の懸念を払拭し、信頼を確保していくに当たっては、客観的に検証できるようなかたちで説明していくことが重要であると考えております。その方向性をどのように実現するかについては、各社が創意工夫を発揮して自主的かつ積極的に対応するものであり、営業秘密そのものを一般に公開することまで求めるものではありません。 なお、本評価に記載のとおり、利用事業者からは、違反行為に対する措置、商品・アプリの表示順位、利用事業者の事業活動に関するデータ利用等の場面で、「特定デジタルプラットフォーム提供者が自社や関係会社を優遇しているのではないか」と懸念する声が寄せられています。御指摘の記載は、これらの懸念に対応するものであり、「主として、商品の表示順位に関するもの」ということではありません。

43	・Ⅱ 2(2), には、「利用事業者からは、違反行為に対する措置、商品・アプリの表示順位、利用事業者の事業活動に関するデータ利用等の場面で「特定デジタルプラットフォーム提供者が自社や関係会社を優遇しているのではないか」と懸念する声が寄せられている。国際的にも、大手デジタルプラットフォームによる自社優遇行為については競争上の問題があり得るとして、様々な議論・検討がなされている。」と記載されている。 ・また、Ⅱ 2(5)には「アプリ審査の手續や体制については、利用事業者から一定の改善を指摘する声がある一方で、その予見可能性や公正性・公正性について課題を指摘する声もある。」と記載されている。 ・プラットフォームビジネスが持つ「二面性」(消費者と利用事業者の双方にサービスを提供しているという特徴)、そしてプラットフォーム提供者の収入が消費者と利用事業者の間の取引量に比例するという実態を踏まえると、プラットフォーム提供者は極めて限定的な状況下においてしか、競争阻害的な(つまり、利用事業者の排除に繋がるような)自己優遇行為をとるインセンティブを持たないものと考えられる。具体的には、(1)独占的なプラットフォーム提供者が、プラットフォーム市場における自身の独占的地位を脅かす存在として利用事業者を警戒し、当該利用事業者からもたらされる潜在的競争を消滅させるために自己優遇行為をとる場合、そして(2)プラットフォーム提供者が川下市場の競争相手を排除し、以て当該川下市場を独占することを目的に自己優遇行為をとる場合である。アプリストア運営事業者に関しては、上記の(1)と(2)はいずれも当てはまらないと考えられる。 ・1 つ目の可能性(アプリストア運営事業者が、利用事業者からもたされる潜在的競争を消滅させるために自己優遇行為をとる可能性)に関しては、そもそもアプリストア運営事業者は競合アプリストアや他の流通経路(利用事業者の自社ウェブサイト等)と競争しているため、守るべき「独占的地位」というものを有していない。アプリストア運営事業者にとっては、どうやってより多くの消費者及び利用事業者を惹きつけるかが最大の関心事であることから、利用事業者の離反を招きかねない自己優遇行為をとるインセンティブは有していないと考えるのが自然であろう。 ・2 つ目の可能性(アプリストア運営事業者が、川下市場を独占する目的で自己優遇行為をとる可能性)は、公開されているエビデンスに基づけばあまり現実的でない。例えば Apple の自社アプリが利用事業者のアプリと競合している川下市場において、多くの場合、利用事業者のアプリのほうが消費者の間で広く普及していることが報告されている。また、有力な利用事業者の多くはデジタルコンテンツの配信手段として、携帯端末上のアプリに依存しているわけではない。例えば、動画配信事業者にとっては自社ウェブサイトが主要な配信手段であるし、音楽配信事業者にとってはパソコン用アプリも重要な配信手段である。ゲーム開発事業者にとっては、ゲームコンソールやパソコン上のプラットフォームなど多数の配信手段が存在する。そのような状況下で、仮にアプリストア運営事業者がアプリストア上で自己優遇行為をとったとしても、川下市場の独占化には繋がらないだろう。 ※事務局注:御意見詳細については「御意見詳細2」をご参照ください。	透明化法は、規制対象事業者に対し、利用事業者との相互理解を図るための措置を講じることを求めています。自社優遇に関しては、利用事業者のみならず、モニタリング会合の有識者等からも懸念が示されているところ、本評価では、相互理解に向けて説明していくことを、期待される取組として示しています。 いただいた御意見については、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。
44	・本評価案には「特定デジタルプラットフォーム提供者は、その透明性・公正性を高める必要が高い存在である以上、利用事業者のみならず、有識者をはじめとした世の中の懸念を払拭していくことが重要である。各社には、自社及び関係会社の優遇の有無、自社優遇がある場合はその正当性について、客観的に検証で	透明化法は、規制対象事業者に対し、利用事業者との相互理解を図るための措置を講じることを求めています。自社優遇に関しては、利用事業者のみならず、モニタリング会合の有識者等からも懸念が示され

きるようなかたちで情報開示や体制整備を進め、その内容を説明していくことを期待する。」と記載されています。 ・貴省からの質問への回答にあるとおり、Apple は自社サービスを優遇しておらず、また自社サービスを優遇するインセンティブも一切有していません。Apple は、App Store の多様で高品質な App で構成される広範なエコシステムからの利益を享受しています。App Store から人気のあるサードパーティ App を排除することは、デバイスの有用性を損ない、その結果 Apple の利益を損うことになります。 ・この点に関して、Apple がサポートを提供し Analysis Group のエコノミストによって公表された App Store におけるサードパーティ App の普及に関する報告書(※)は、App Store が自社サービスを優遇する措置を行っていないことをご理解いただくのに役立つと思われます。以下に、報告書の一部を紹介します。 ● ソーシャルネットワーキング、マッチングサービス、旅行計画、飲食などの App タイプでは、消費者の選択肢はサードパーティ App のみです。 ● App タイプごとの主要 App は国によって異なるケースが多く、地域の主要 App が世界的な競合 App より優れた実績をあげています。 ● 音楽ストリーミング、テレビ番組や映画のストリーミング、読書、コミュニケーション、地図 App を含む主要な App タイプでは、多くの地域で iPhone ユーザーに最も人気があるのはサードパーティ App です。 ● iPhone ユーザーの間では、多くの App タイプで Apple 純正 App の使用率が比較的低くなっています。デバイスの主要な機能を実現するために、一部の Apple 純正 App はあらかじめインストールされているにもかかわらず、このような結果となっています。 ・結局のところ、デジタルプラットフォームが自社優遇を行うインセンティブを有するか否か、そしてどの程度のインセンティブを有するかは、デジタルプラットフォームごとに異なります。本評価案が、すべてのデジタルプラットフォームに自社優遇に関する内部監査等を実施するよう一律に求めようとするのであれば、それは不適切であり、「国の関与その他の規制を必要最小限のものとすることによりデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されること」を基本理念として掲げている透明化法の問題にもとらわれるように思われます。 ・上記を踏まえ、自社優遇に関する懸念に対してどのような新たな取組を実施するのか、また、その取組をビジネスユーザーや社会全体にどのように説明するのかを決定するのは、各デジタルプラットフォームに委ねられていることを、本評価において明確にさせていただけますと幸甚に存じます。 ・デジタルプラットフォームの創意と自主性に重点を置いてイノベーションを実践するというアプローチを評価しています。 ※ https://www.apple.com/jp/newsroom/2022/04/report-finds-third-party-apps-see-global-success-on-the-app-store/にて閲覧が可能です。	ているところ、本評価では、相互理解に向けて説明していくことを、期待される取組として示しています。そして、関係者の懸念を払拭し、信頼を確保していくに当たっては、客観的に検証できるようなかたちで説明していくことが重要であると考えております。 なお、その方向性をどのように実現するかについては、各社が創意工夫を発揮して自主的かつ積極的に対応するものであると考えております。
---	---

45	・評価(案)Ⅱ-2-(2)の「客観的に検証できるようなかたち」での「説明」について、「やっていないことの証明」は、一般的に、難易度が非常に高いものと考えられる。そのような点も勘案し、説明の具体的な方法等に関しては、プラットフォーム側の過度な負担とならないよう考慮することも必要となるのではないかと。	御指摘の説明の具体的な方法としては、例えば、生じ得る自社優遇行為の類型を定め、その管理方針及び状況を説明していくことが考えられますが、本評価が示す方向性をどのように実現するかについては、各社が創意工夫を発揮して自主的かつ積極的に対応するものであると考えております。 いただいた御意見は、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。
(3) アカウント停止・アプリ削除措置の手続		
46	・プラットフォーム提供者は、アプリやアカウントを強制的に停止(以下 BAN と表記)する強い権限を持っているが、しばしばこれらの権限が濫用されるケースがある。そして、それらに対して異議申し立てをすることが事実上不可能であり、多くの場合は泣き寝入り強いられることが多いことが(ネット社会的な意味で)社会問題化している。 ・多くの場合、プラットフォーム提供者は BAN を行うにあたって「規約違反があった」「ガイドライン違反があった」等の原因を特定することが事実上不可能な通告のみで一方向的に BAN を実行し、これらが誤りであったとしても賠償等の責任を負うことがない。これは著しく不平等であり、不健全な権力構造を作り出している。 ・よって、以下のような形で大規模なプラットフォーム(判断基準は要検討)に対し法規制をすべきである。 ➤ 永続的な BAN を行う場合、利用者からの BAN に対する同意がない限り、プラットフォーム側が利用者を起訴しなければならない。 → ただし、利用者起訴にあたり、利用者が提供している情報を用いて連絡が取れない(判断基準は要検討)場合は、この義務を免除する。 ➤ 一時的(期間は要検討)な BAN を行う場合、それが必要不可欠であることにに対しプラットフォーム側が責任を負わなければならない。 → マルウェア等の配布や、SPAM 送信行為や、公序良俗に反する行為などを行った場合は、その旨を利用者に通知したうえで、利用者の同意なく一時的な BAN を行うことが許容され、BAN による損害等の賠償義務は免除される。 → 一方で、プラットフォームの勘違いや、明らかに緊急を要しない原因により一時的な BAN を行った場合は、プラットフォームは賠償義務を負う。 ➤ 一時的な BAN を行った場合、原因の通知とともに異議申し立てを受け付ける対人受付窓口(特定の利用者専用のものでよい)を案内しなければならない。 → 異議申し立ての受付は、ロボットによる自動排除を禁止し、チャットやメールや電話等いくつかの手段の組み合わせ(詳細は検討が必要)により、責任ある人間相手に異議申し立てを行う権利を、利用者に保障する、 → 異議申し立てに対して誠実な対応が行われなかった場合、利用者はその旨を行政提供の窓口へ通知し、不適切であったと認められれば、プラットフォームは罰金支払いや改善命令などの行政指導等の罰を受けることになる。	本評価は、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的かつ積極的な取り組みを促すべく実施するものであり、アカウント停止・アプリ削除措置の手続について、期待する取組の方向性を示しております。 いただいた御意見も踏まえ、各社の取組を注視してまいります。

	・アプリストアや EC サイトに限らず、各種無料サービスのアカウントや配信系プラットフォームなども含めた、総合的な規制として導入すべき。	
47	・弊社は、とあるオンラインモールに出店して商品を販売していたが、ある時、商品登録の医療機器申請に不備があるとして、販売を停止させられ、現在も販売停止中である。 ・具体的な解決策は提示されることなく、下記の文面のみ。何が不備なのかわからないまま、考えられる対策を、何度も再申請を行うも解決しなかった。 「ご提出頂いた関連書類は薬機法 63 条の 2 に規定されるものではございません。慎重に確認した結果、残念ながら当該商品の販売の再開はいたしかねるとの判断に至りました。申請いただいた商品の出品再開には、書類を全てご提出いただく必要がございます。なお、このケース再開しないようお願い致します。」 ・メール、電話で問い合わせに対しても、たらいまわしにあうか、わからないの一点張りで、問い合わせ窓口の対応も機械的で悪い。販売停止期間中、販売できる商品は無かったが、毎月の出店料は取られており、大変不満である。 ・昨年も別の商品を販売していたが、理由が不明確な販売停止をされて、数カ月、出店料だけしはらい、解決しないため退店したこともあった。同様な理由や解決方法が分からない出店停止、販売停止の情報があるので、同じような不当な扱いを受けている出店者は多いと推測する。	本評価では、アカウント停止措置の手続、苦情処理等について、特定デジタルプラットフォーム提供者に期待する取組の方向性を示しております。 いただいた御意見も踏まえ、各社の取組を注視してまいります。
48	・評価案 7 頁及び別添2の 13 頁で記載されているアカウント停止手続について、セキュリティへの配慮が明示されている点は評価できるが、原案の記載ぶりでは特定 DPF 法施行規則 12 条 2 項 5 号等が極めて限定的に解釈運用されてしまうおそれがある点を懸念する。 ・そもそもデジタル化の進んだ現代において、「サイバーセキュリティの確保」は、国民の生活や社会システム全体の安全保障にも繋がる重要な要請であり、このことは、サイバーセキュリティ基本法において確認されているところである。 ・特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(以下「特定 DPF 法」という。)5 条 4 項 2 号及び同法施行規則 12 条 2 項 5 号も、「サイバーセキュリティを確保するため…、速やかに第二号の行為を行う必要があると認められる場合」に事前に理由を説明することなく、特定デジタルプラットフォームの提供の全部を拒絶することを認めている。 ・以上の法令を踏まえた結果、評価案 7 頁は、特定デジタルプラットフォーム提供者のアカウント停止・削除措置に対して不満が寄せられている点について、「その背景には、理由の説明が不十分である場合や、セキュリティ確保等の要因で理由を詳細に通知することが困難である場合等があると考えられる。」との見解を述べ、「サイバーセキュリティの確保」のための措置について一定の理解を示している。 ・この点について、特定デジタルプラットフォーム提供者に対して利用事業者とのコミュニケーションの改善を求めるに当たってセキュリティの事情への配慮を明示していること自体は評価できる。 ・他方で、同 8 頁では、「事前通知のない即時のアカウント停止措置を行う場合には、その必要性及び相当性を含め、透明化法上の例外事由への該当性を慎重に判断する必要がある」とした上で、アマゾンへ期待する事項として、『「セキュリティ等の事情に配慮しつつ」、…利用事業者との丁寧なコミュニケーションに努めることを期待する」としている。	透明化法は、原則として、アカウント停止措置の旨と理由を事前に通知することを特定デジタルプラットフォーム提供者に義務付けるとともに、利用事業者からの苦情に耳を傾ける体制の整備も求めています。本評価では、これらの点を踏まえ、「セキュリティ等の事情に配慮しつつ、…利用事業者との丁寧なコミュニケーションに努めることを期待する」ことを示しています。 本評価は、一般論として「セキュリティの事情よりも利用事業者へのコミュニケーションが優先される」ことを示すものではありません。本評価でも、「消費者等の利益保護とのバランスを図りつつ」、適性プロセスの確保や継続的な対応改善を図ることを求めています。なお、アカウント停止措置を行う場合に例外的に事前の通知が不要となる要件(省令第 11 条第2項第5号等)に該当するか否かは、個別具体的な事情を踏まえて検討することになります。

	・しかし、上記のような記載ぶりでは、セキュリティの事情よりも利用事業者へのコミュニケーションが優先されるかのように受け取られた結果、実務上、特定 DPF 法施行規則 12 条 2 項 5 号等が極めて限定的に解釈運用されるものと誤解されかねない点を懸念する。 ・仮にそのように誤解された場合には、特定デジタルプラットフォーム提供者による保守的な対応を生じさせ、サイバーセキュリティを確保するために利用事業者の一定の行為に対して即時のアカウントの削除・停止を行うべきであるにもかかわらず、利用事業者とのコミュニケーションを優先し、結果として、当該利用事業者に対する措置が遅れてしまい、サイバーセキュリティを確保できずに当該特定デジタルプラットフォームの一般利用者の利益を害する危険性がある。例えば、特定デジタルプラットフォームにセキュリティ上問題のあるプログラム等をアップロードするアカウントを削除・停止することについて対応が遅れることにより、多くの一般利用者が当該プログラム等を実行してしまい、被害が拡大してしまう場合等が考えられる。 ・また、悪意ある利用事業者に対して、サイバーセキュリティの確保を理由としたアカウントの削除・停止を行う場合、事前に拒絶の理由を提示することは、当該悪意のある利用事業者に対し、特定デジタルプラットフォーム提供者のサイバーセキュリティ上の対策内容(検知手法やその精度を含む)を推知する手がかりを与えることに繋がる。そうなれば、当該悪意のある利用事業者に対して当該対策を回避するための情報や機会を与えることにもなり、最悪の場合、当該特定デジタルプラットフォームの一般利用者の利益を害する危険性がある。例えば、複数のセキュリティ侵害行為を企図する確信犯的な利用事業者に対して、アカウントの削除・停止の旨及び理由を事前提示することとなった場合、当該利用事業者は、当該特定デジタルプラットフォーム提供者がどのセキュリティ侵害行為をどのタイミングで検知されたかを把握することになる。そうなれば、当該利用事業者が、検知されなかった(又は検知が遅れた)セキュリティ侵害行為を更に巧妙化させて、一般利用者のプライバシー情報を窃取することなどの被害に発展することにもなる。	
49	・「アカウント停止措置とそれに伴う売上金の留保は、消費者等の利益を保護するために必要な場合がある一方、利用事業者の事業活動に深刻な影響を与える行為である。特定デジタルプラットフォーム提供者には、アカウント停止等の措置を行うに当たって、消費者等の利益保護とのバランスを図りつつ、適正なプロセスを確保するとともに、継続的に対応改善を図っていくことが求められる。」とされ、「アカウント停止措置を行う必要性及び相当性を慎重に判断する必要がある。特に、事前通知のない即時のアカウント停止措置を行う場合には、その必要性及び相当性を含め、透明化法上の例外事由への該当性を慎重に判断する必要がある。」としている。 ・上記「慎重に判断する必要がある」を「適切に判断する必要がある」と修文されたい。 ・デジタルプラットフォームはネットワーク効果(取引透明化法 2 条各号)を本質とするのであり、消費者に対する適切な対応にまでも萎縮効果が生じ、ひいては消費者の利用が減少することは、利用事業者の便益をも低下させることになる。緊急のアカウント停止措置は、例えばオンラインモールであれば明らかに違法な商品を販売しているなどの場合には、躊躇なく行われるべきであり、本評価において萎縮効果を生じさせるような文面は適切ではない。	利用事業者が誤った即時アカウント停止措置を受けて不利益を被る事案が散見されます。この点、アカウント停止措置の実施に際しては、特定デジタルプラットフォーム提供者において誤りのない「適切な」判断が行われることが望ましい一方、事案によっては、誤った判断が生じることがやむを得ない場合があると考えられます。そこで、本評価では、アカウント停止措置の結果ではなくプロセスに着目し、「慎重な」判断が求められることを示しています。 なお、透明化法は、消費者保護の観点等も踏まえ、アカウント停止措置を行う場合に例外的に事前の通知が不要となる要件を定めています(省令第 11 条第2項第5号等)。当該要件に該当するか否か、また、求められる「慎重な」判断の程度については、個別具体的な事情を踏まえて検討することになりますが、例えば、御指摘の「明らかに違法な商品を販売している」場合には、当該事情も考慮の上判断されることとなります。

(4) 返品・返金の取扱い		
50	・評価案 9 頁「(4)返品・返金の取扱い」及び別添2の 19 頁について、あたかも利用事業者の自由裁量に委ねることが最も望ましい対応であるかのように受け取られかねない点で、妥当ではない ・評価案 9 頁は、「モニタリング会合では、各社から、返品・返金条件や個別の返品・返金の受入れ判断について説明がなされ、楽天市場及び Yahoo!ショッピングにおいては、それらが利用事業者の判断に委ねられていることがわかった。一方で、Amazon.co.jp、App Store 及び Google Play ストアにおいては、利用事業者が提供する商品等について、アマゾン、Apple 又は Google が返品・返金条件の設定や個別の返品・返金の受け入れ判断を行う場合があり、利用事業者からの不満が生じやすい状況にあると考えられる。」と分析し、アマゾン、Apple 及び Google (以下「アマゾン等」という。)) に対してのみ期待する事項を指摘する。 ・しかし、このような評価は、返品・返金条件や個別の返品・返金の受入れ判断について、デジタルプラットフォーム提供者は介入を差し控えるべきであり、利用事業者の自由裁量に委ねることが最も望ましい対応であるかのように受け取られかねず、妥当ではない。 ・すなわち、アマゾン等が、利用事業者が提供する商品等について、返品・返金条件の設定や個別の返品・返金の受入れに関する判断を行う場合、その設定や判断については、必ずしも十分ではないときがあり得るとしても 1 (特定) デジタルプラットフォーム提供者が、不適切な利用事業者による消費者被害を受けた一般の利用者の利益を保護する役割を果たすものとして評価できる。 ・他方で、楽天やヤフーが、返品・返金条件や個別の返品・返金の受入れについて判断を利用事業者の自由裁量に委ねているという姿勢は、デジタルプラットフォーム提供者が果たすべき上記役割を必ずしも果たしていないと評価することもできる。そして、あたかも利用事業者の自由裁量に委ねることが最も望ましい対応であるかのように受け取られた場合、デジタルプラットフォームにおいて不適切な利用事業者による消費者被害が放置されかねない。 ・したがって、アマゾン等の (特定) デジタルプラットフォーム提供者が返品・返金条件の設定や個別の返品・返金の受入れについて判断を行うことにつき、(特定) デジタルプラットフォーム提供者が、返品・返金条件の設定や個別の返品・返金の受入れについて判断に関与すること自体は肯定的に評価すべきものであって、あたかも利用事業者の自由裁量に委ねることが最も望ましい対応であるかのように受け取られかねない評価案は、妥当ではない。	本評価は、返品条件の決定や個々の返品判断を利用事業者の自由裁量に委ねることが最も望ましい対応であることを示すものではありません。 本評価では、特定デジタルプラットフォーム提供者が返品・返金条件や個別の返品・返金判断を行う場合は、利用事業者からの不満が生じやすいからこそ、利用事業者との相互理解に向けた取組が必要ということで、利用事業者の理解増進や事業の予見性向上に向けた取組を進めていくことや、異議申立てプロセスを充実させる等の対応を講じていくことを期待する旨示しています。
51	・「苦情処理・紛争解決の具体的な方法は、利用事業者の数等の事業運営の実態を踏まえ、各社が創意と工夫を凝らして講じていくものであるが、利用事業者の声も踏まえて継続的に対応の改善を図っていくことが求められる。個別には、以下の対応を期待する。」として、具体的には、Amazon について「返品条件(利用事業者が「フルフィルメント by Amazon サービス」を利用する商品に対してのみ一時的に適用するキャンペーンを含む)」について、予め利用事業者に与える影響等も考慮して適切に設定していることを公表・説明すること、Apple について「利用事業者の声に鑑み、ユーザーからの返金リクエストを受け付ける期間を原則として「60 日」と比較的長期に設定しているという事情を踏まえ、説明対応や異議申立てプロセスの充実等、利用事業者が不当な不利益を被らないための取組を更に進めていくことを期待する。」としている。	返品・返金の取扱いについても、消費者保護の必要性にも配慮しつつ利用事業者が不当な不利益を被らないための取組が重要であると考えております いただいた御意見については、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。

	・Amazon の返品条件について利用事業者への公表・説明を促進することや Apple の 60 日という返金リクエストを踏まえて利用事業者の不利益へ配慮することは否定しないが、消費者に対する返品や返金の取組が後退することは不適切である。 ・デジタルプラットフォームはネットワーク効果(取引透明化法 2 条各号)を本質とするのであり、消費者に対する取組が低下し、ひいては消費者の利用が減少することは、利用事業者の便益をも低下させることになる。したがって、上記箇所における消費者に対する返品や返金の取扱い、返品や返金についての取組を後退させないことを前提に推進されるべきである。	
52	・2-II-(2)および(4)について独占禁止法が不当と定める優越的地位の濫用があるにも関わらず、「なぜ、このようなことが起こるのか？」にまでメスを入れて頂ければと思います。その原因を簡単に申し上げれば、優越的地位の濫用が 非常に起こりやすい＝優越的地位を利用しやすい構造をプラットフォーマーが「意図的に」(法が追いつく前に)構築してきたからであると判断しております。また、その構造は今現在も「そのまま存在している」ので、今般の(?)法整備などが行われた後も、いわゆる脱法的なグレーゾーンが残ってしまう恐れがあるのではないのでしょうか。 ・その構造について分かりやすい事例を申し上げます。簡単に申し上げれば、優先的地位の濫用が起こる原因は「利用事業者から見て消費者の見えない化」「消費者から見て利用事業者の見えない化」をプラットフォーマーが進めてきたからです。ご承知の通り、決済や商品の品質保証あるいは納期などの面を見る限り、責務と権利を有する商法上の取引相手は、プラットフォームの利用事業者と商品やサービスを購入した消費者の二者間であることは明白です。もしもそうではないとするならば、品質や納期あるいは決済(与信)などのリスクについては卸商や小売業同様にすべてプラットフォーマーが一義的にその責を負うべきであると思います。 ・しかしながら、「消費者の見えない化」の一例を申し上げます、とあるオンラインモールでは 利用事業者が消費者から受注をした際に、その消費者のメールアドレスは利用事業者には直接知らされず、暗号化されたコードで通知され、プラットフォーマーの API(システム)を通じてでしか消費者に連絡がとれない様なしくみにかなり以前に変更されました。消費者に対して十分な説明およびコミュニケーションを取る機会が狭められている状況下ではつま楊枝が木の臭いがするごとの不条理なクレームでさえも利用事業者は解決することが難しくなり、説明機会がないまま返品を受けざるを得なくなります。また、決済(＝商品代金の入金)のかかなりの割合をプラットフォーマーに握られていることもあり、返品分についての相殺勘定(本来は双方の合意を以て初めて可能な決済方法ですが・・)が容易な構造にあります。 ・「利用事業者の見えない化」の一例を申し上げます、とあるオンラインモールの商品一覧やとあるアプリストアのアプリなど 消費者から見て販売者＝利用事業者が誰か？自体が非常に分かりにくいレイアウト構造になっており、ましてや販売者の連絡先にたどり着くことは至難の業です。商品梱包に同封された納品書でさえも、販売者＝利用事業者の連絡先などは記載されていない場合があります。プラットフォーマーとしては、消費者にプラットフォームから買ったという記憶だけを残し、利用事業者からはプラットフォームで売れたという記録だけを残す形がマーケティング戦略としても最良の状態であるわけですが、利用事業者から見て、代金回収や返品リスクなどの責任の部分が語られる時は”売り手”と称され、顧客の連絡先などの	いただいた御意見については、今後実施する評価に当たっての参考とさせていただきます。

	商売の資源＝商取引上の権利について語られる時はプラットフォームの客である(から消費者保護の見地からブラックボックスにします)という論法になっています。 ・このブラックボックス化にメスを入れない限り脱法的なグレーゾーンを生み出してしまう構造は残ってしまいかねません。この点につき、ご一考賜れば幸甚です。	
(5) 商品・アプリの表示順位の決定要素、アプリ審査の予見可能性		
53	・デジタルプラットフォーム提供者とアプリ事業者の間には、主に立場の違いを要因とする根本的な認識のギャップがあることも明らかになっている。 ・具体的な例としては、「別添2:特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価(詳細)」の2(5)②「アプリ審査の予見可能性」に関して、アプリ事業者からは事前審査の要望が寄せられているが、デジタルプラットフォーム事業者からはベータテストのプロセスによって代替されているとの認識が示されている。 ・現在、アプリの高度化等により開発費等のコストは高騰しており、ベータテストを実施する前段階として開発投資の是非等の事業判断を行う段階で、何らかガイドラインの抽象性を補完するような仕組みにより予見可能性が担保されないと、イノベーションを促進するための先進的なアプリの開発に挑戦することが困難になりつつある。この状況は、双方にとって望ましいことではないと考えられるため、認識のギャップを埋めるための継続的な取り組みから改善に向けての早急な対応が必要である。	アプリ審査の予見可能性については、本評価において、「Apple 及び Google には、利用事業者と対話しつつ、継続的にアプリ審査プロセスの改善に向けて取り組んでいくことを期待する」と記載しております。 いただいた御意見も踏まえ、各社の取組を注視してまいります。
5. その他		
54	・5ページの(3)の17行目「あたり」は「当たり」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。	いただいた御意見を踏まえて修正いたしました。ご指摘ありがとうございます。
55	・「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案)に対する意見公募について」に提出された、「意見募集要領」と「命令などの案」と「関連資料、その他」を確認しました。ありがとうございました。	御意見ありがとうございます。
56	・通例であれば、上記をパワーポイントで1枚ものにまとめた超概要がつくべきであるのに、本パブリックコメントではそれがなく極めて不親切である。再考願う。	本評価案の性質を踏まえ、概要としてまとめることで意図しない誤解が生じないように、あえて作成いたしました。 いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
57	・本評価案が、経済産業省により正式に公表される前の11月11日午前5時の段階で、一部のメディアにより記事化され公表されたものと理解している。実際、当該記事は、「独自」であると記して情報源からの事前リークを示唆しつつ、「巨大IT企業の評価書案ポイント」等を記載している。正式な公表前の本評価案の漏えいに対して強い懸念を表明するとともに、経済産業省による適正な情報管理の欠如に対して抗議する。事業者の秘密情報を含む情報の開示を必要とするメカニズムであることから、共同規制が成功するためには、ステークホルダー間の信頼が不可欠である。信頼の重要性および一部メディアについては特にモニタリング会合に委員を送っていたことに鑑み、経済産業省およびモニタリング会合に対して、一部メディアが	本件については、指摘の政府会議の委員から情報漏れしたことに基づく報道であるとは承知しておりません。別途の独自取材に基づく報道であると認識しております。問題事例がないように注意を払うことは当然であると考えております。

	公式な手続きの前に未公表の本評価案をどのように入手し公開したのかを説明し、情報取扱ルールの違反があったか否かを精査し、もし違反があるとすれば対策を講じることを求める。	
58	・プラットフォーム利用者や参加者との契約関連について、参加者側に関しては、デジタルプラットフォームに限らず、相手の足元を見て弱い相手には厳しい契約を突き付けて「嫌ならほかに行け」といった行為が行われることが横行していることはすでに把握していると思います。なので、このような行為に対して、デジタルプラットフォームに限らず、企業間・事業者間における(ほかの事業者との間で)不公平なものがないか、「契約上の主要な条件設定のロジック」と、「実際に結ばれている契約における待遇格差の数値」の 2 つの観点から、定期的な監査を義務付けるべきです。一例をあげると、損害賠償に関する項目などが挙げられます。どういった基準で賠償額や条件を定めているのか、特別に優遇されていたり、特別に不遇な責任を負わされている契約相手がないかは、しっかり監査すべきです。 ・一方で、利用者側に関しては、そもそも複雑すぎる個別の契約を利用者個人個人に対して判断させることは非現実的であり、プラットフォームが協力し合って「共通する契約部分」と「個別の契約部分」に分離し、共通部分は行政の認可制とし、個別の契約部分は利用者からの指摘を受け付ける窓口経由で拾い上げていくことが望ましいです。不動産業界における契約テンプレの業界全体での使いまわしのような形で、社会全体においてプラットフォームの共通する契約内容をきちんと揃え、差異のある部分(できるだけ小規模となるよう、プラットフォームは努力する)だけを利用者が判断できるようにするといった、プラットフォーム側の努力が必要です。一方で、利用者側もいくつかのテンプレについて、きちんとどういう契約なのかを学んだうえで利用することが求められます。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
59	・とあるアプリストア運営者は、収集した データが個人を特定することはないと述べています。一方で、ユーザーがアプリストアでアプリを閲覧した際の詳細な挙動が当該アプリストア運営者に送信され、そのデータとユーザーを結びつけていること、アプリストアからのデータ送信を停止する方法がないことがわかりました。	いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。
60	・今回はアプリストアやオンラインモールが対象だが、企業向けクラウドストレージやクラウドアプリ等のサービスの提供元に対してもサーバーの所在地やデータの扱いに対する評価を実施し、CISTEC のガイドライン沿ったもの等を公表していただきたい	御指摘のサービスについては、透明化法の規制対象となっておらず、本評価の対象ではありません。 いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の参考とさせていただきます。
61	・ゲームソフト及びサブスクリプションサービスに関する特定デジタルプラットフォームについても、評価をお願いできませんでしょうか。	御指摘のプラットフォームについては、透明化法の規制対象となっておらず、本評価の対象ではありません。 いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の参考とさせていただきます。
62	・透明化法は、技術革新が速く市場環境の変化も急速な分野を対象としており、時代の変化に対応することができるよう、法律としてはソフトな仕組みである。評価に際しても状況変化を十分に反映すべきことはもちろんであり、本コメントも、その観点からなされるものである。 ・透明化法制定後の大きな変化は、冷戦終結以降約 30 年にわたって続いた世界経済の「グローバル化」の潮流が終わりつつあることである。1991 年にソビエト連邦が消滅したことは、米国にとって、その大統領が	透明化法に基づく施策は、デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図ることを旨として行うものであり(法第3条)、本評価もその観点から実施しております。

「悪の帝国(evil empire)」と罵った(1)勢力が姿を消したことを意味したが、他の世界にとっては、米国が安全を保障する枠組みの中で地球規模で経済活動を行うことのできる時代が到来したことを意味した。同じ1991年には、武力によって国境線を変更しようとしたイラクの試みが米国を中心とする多国籍軍によって短期間で挫折し、もはや軍事力で米国に対抗できる勢力が存在しないことが、誰の目にも明らかとなった。およそ市場が円滑に機能するには政治権力によって取引の安全が保障されることが必要であるが、それが主権国家の枠を超えて地球規模に及び、市場の規模が人類史上最大に拡大したのである。これが、「グローバル化」と呼ばれるものの内実である。 ・このグローバル化が終焉を迎えたのは、中国が経済的に台頭しただけでなく、その経済力を用いて軍事力を強化し、その軍事力を用いて現存の国際秩序を破壊する意図を隠さなくなったこと、そしてロシアが核保有国の地位を濫用し、国境線を変更するため国連憲章違反の軍事攻撃を現に隣国に加えていることによる。安全が保障されない状況では市場が縮小するほかはないが、それだけではなく、これら攪乱勢力は、軍事力を用いない形で社会生活への攻撃を国家規模で図ることを基本戦略としている。そのため、わが国も、単に従来型の防衛予算を増額するだけでなく、国民生活や経済活動の安全を損なわないよう、「特定重要物資」や「特定社会基盤役務」に関する規定を設けて安定的な供給を害さないようにすることを、既に国策としたところである(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法43号)7条、50条。))。 ・もちろん、グローバル化の「終焉」といっても、従前の潮流が一挙に逆転したわけではない。いわゆるローテクのコモディティ製品については、人権問題などに関連しない限りは地球規模での市場が機能しており、依然としてグローバル化の潮流の下にある。しかし、軍事力によらない形の新たな類型の攻撃は、主としてサイバー空間や宇宙空間を舞台として行われると想定され、それらへの備えが国民生活と経済活動の安定にとって不可欠だと考えられる。評価の対象は大規模な「特定プラットフォーム事業者」であるから(4条1項、2条6項)、グローバル化の潮流を前提に評価を行ったのでは、特定デジタルプラットフォームに関して求められる「公正」な競争(1条参照)を図ることはできない。競争の主体として、従前の「自由」な民間事業者だけでなく、安全保障上の懸念を持たざるをえない強大な主権国家から支援を受けた事業者をも想定せねばならないからである。このような状況の変化は約10年前から伏在していたが、下記の通り、今日では、これを抜きにデジタルプラットフォーム政策を考えることはできない。 ・今回の評価対象は、現に特定デジタルプラットフォーム提供者として指定されている事業者から提出された報告書である。そのこと自体は透明化法に沿っているが、指定された事業者は、ことごとく、日本または米国に本拠を置くプラットフォーム提供事業者である。わが国の主権下にある事業者と、市場の円滑な機能について独禁当局が特段の配慮を行い、司法による法執行にも信頼の措ける米国の事業者のみを指定しているのは、権衡を欠くとのそしりを免れない。むしろ、上記のような観点からすれば、懸念国に本拠を置く事業者や、懸念国へのデータ流出について疑念を抱かれる事業者こそが、「デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めることが特に必要な者」であると考えられる。この評価においても、同様の報告義務を課すべき事業者が他に存在しないかどうかを再検討する必要を記すことが適当である。 ※事務局注:御意見詳細については「御意見詳細1」をご参照ください。	評価対象となる事業者についても、上記の透明化法の理念に照らし、①当該分野が国民生活において広く利用されている状況、②当該分野の一部のデジタルプラットフォームへの利用の集中の度合い、③取引の実情及び動向を踏まえた取引先事業者の保護の必要性、④他の規制や施策での対応の状況といった要素を勘案して事業区分及び事業規模を設定し(法第4条第3項)、当該要件を満たすデジタルプラットフォームの提供者を指定しております。 いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の参考とさせていただきます。
--	--

63	・とあるオンラインモールのポイントは、商品購入時に付与されるものとギフトとして購入するものがあり、ギフトは前払式支払手段となっている。その前払式支払手段に関わるものの利用停止措置に対して法的整備がなされていないのではないか？消費者を保護するために、ポイント取引に関してルールを策定してもらいたい。	いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。
64	・消費者の視点より御意見をさせていただきたいと思います。 ・顧客の立場からすると、使い物にならないヘルプ、AI やチャットは困ります。サポートや苦情を回避する仕組みが完成されてしまっていると言えようがありません。巨大インターネットサービスであれば、人間による24時間チャットや、24時間電話での対応は必須な筈です。	消費者側の視点から見た課題として御意見承りました。 いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。
65	・消費者の視点より御意見をさせていただきたいと思います。 ・「承諾をしてから次へ」のような、読んでいないのが見当ついているにも関わらず、何かあったら、「読んでいないあなたが悪い」「承諾したのだからあなたの責任」これでは某教会が責任逃れなどのために、裁判に提出するためだけの証拠を残すためだけの機能になっています。例えば、スマホを買うとします。窓口で買う場合にはスタッフが口頭で読み上げて、それで宜しければチェックを入れてくださいと言い時間をかけて説明してくれますが、ネットで買うと、サーッとスクロールをして「承諾する」で終わりです。ユーザーに何に承諾したのかを聞いても答えることができる者はいません。せめて、第三者機関または行政がその条項を確認し、最重要項目だけは、しっかり読む時間を待ってから「承諾」をさせるとか、動画を再生させてから「承諾」をさせるとか、必要なのではないのでしょうか？	消費者側の視点から見た課題として御意見承りました。 いただいた御意見は、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。
66	・消費者の視点より御意見をさせていただきたいと思います。 ・通販で最もまともな製品を扱っていたのは、A サイトと B サイトだと思います。ほかのモールは詐欺だらけです。詐欺の商品を販売させたモールはすべてのユーザーの商品を買い取る義務を課させるべきです。とあるオンラインモールはどんな理由であれ買い取ってます。	消費者側の視点から見た課題として御意見承りました。 いただいた御意見は、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。
67	・消費者の視点より御意見をさせていただきたいと思います。 ・商品の口コミ、レビューにやらせが多過ぎます。口コミが詐欺の入り口に使われて国民が被害を受け、多くの方が泣き寝入りしているのがネット通販の世界です。その苦情も電話で受けないからリアルが伝わっていないのだと思ってます。苦情は宝です。	消費者側の視点から見た課題として御意見承りました。 いただいた御意見は、関係省庁とも共有し、今後の参考とさせていただきます。

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価（案）」に対する意見

2022年12月9日

[Redacted signature block]

はじめに

このパブリック・コメントは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法38号。以下「透明化法」という。）9条に基づく評価（以下「評価」という。）の案として2022年11月12日に公表されたもの（以下「評価案」といい、その「別添2」を「評価詳細」という。）に関するものである。同法は2020年に制定されたものであるから最近の法律だといえることができるが、同法が政府部内で立案された2019年以降、世界経済には大きな変化が生じており、当然ながら、同法の文言にはその変化が反映されていない。とはいえ、同法は、技術革新が速く市場環境の変化も急速な分野を対象としており、時代の変化に対応することができるよう、法律としてはソフトな仕組みである。評価に際しても状況変化を十分に反映すべきことはもちろんであり、本コメントも、その観点からなされるものである。なお、以下で単に条文を挙示するのは、透明化法の条文である。

1. 世界経済の潮流の大きな変化——グローバルな競争から経済安全保障へ

透明化法制定後の大きな変化は、冷戦終結以降約30年にわたって続いた世界経済の「グローバル化」の潮流が終わりつつあることである。

1991年にソビエト連邦が消滅したことは、米国にとって、その大統領が「悪の帝国（evil empire）」と罵った⁽¹⁾勢力が姿を消したことを意味したが、他の世界

(1) Remarks at the Annual Convention of the National Association of Evangelicals in Orlando, FL, March 8, 1983

にとっては、米国が安全を保障する枠組みの中で地球規模で経済活動を行うことのできる時代が到来したことを意味した。同じ1991年には、武力によって国境線を変更しようとしたイラクの試みが米国を中心とする多国籍軍によって短期間で挫折し、もはや軍事力で米国に対抗できる勢力が存在しないことが、誰の目にも明らかとなった。およそ市場が円滑に機能するには政治権力によって取引の安全が保障されることが必要であるが、それが主権国家の枠を超えて地球規模に及び、市場の規模が人類史上最大に拡大したのである。これが、「グローバル化」と呼ばれるものの内実である。

このグローバル化が終焉を迎えたのは、中国が経済的に台頭しただけでなく、その経済力を用いて軍事力を強化し、その軍事力を用いて現存の国際秩序を破壊する意図を隠さなくなったこと、そしてロシアが核保有国の地位を濫用し、国境線を変更するため国連憲章違反の軍事攻撃を現に隣国に加えていることによる。安全が保障されない状況では市場が縮小するほかはないが、それだけではなく、これら攪乱勢力は、軍事力を用いない形での社会生活への攻撃を国家規模で図ることを基本戦略としている。そのため、わが国も、単に従来型の防衛予算を増額するだけでなく、国民生活や経済活動の安全を損なわないよう、「特定重要物資」や「特定社会基盤役務」に関する規定を設けて安定的な供給を害さないようにすることを、既に国策としたところである（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法43号）7条、50条。以下同法を「経済安全保障推進法」という。））。

もちろん、グローバル化の「終焉」といっても、従前の潮流が一挙に逆転したわけではない。いわゆるローテクのコモディティ製品については、人権問題などに関連しない限りは地球規模での市場が機能しており、依然としてグローバル化の潮流の下にある。しかし、軍事力によらない形の新たな種類の攻撃は、主としてサイバー空間や宇宙空間を舞台として行われると想定され、それらへの備えが国民生活と経済活動の安定にとって不可欠だと考えられる。評価の対象は大規模な「特定プラットフォーム事業者」であるから（4条1項、2条6項）、グローバル

化の潮流を前提に評価を行ったのでは、特定デジタルプラットフォームに関して求められる「公正」な競争（1条参照）を図ることはできない。競争の主体として、従前の「自由」な民間事業者だけでなく、安全保障上の懸念を持たざるをえない強大な主権国家から支援を受けた事業者をも想定せねばならないからである。このような状況の変化は約10年前から伏在していたが、下記の通り、今日では、これを抜きにデジタルプラットフォーム政策を考えることはできない。

2. 指定事業者の偏りについて

今回の評価対象は、現に特定デジタルプラットフォーム提供者として指定されている事業者から提出された報告書である。そのこと自体は透明化法に沿っているが、指定された事業者は、ことごとく、日本または米国に本拠を置くプラットフォーム提供事業者である。わが国の主権下にある事業者と、市場の円滑な機能について独禁当局が特段の配慮を行い、司法による法執行にも信頼の措ける米国の事業者のみを指定しているのは、権衡を欠くとのそしりを免れない。むしろ、上記のような観点からすれば、懸念国に本拠を置く事業者や、懸念国へのデータ流出について疑念を抱かれる事業者こそが、「デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めることが特に必要な者」であると考えられる。この評価においても、同様の報告義務を課すべき事業者が他に存在しないかどうかを再検討する必要を記すことが適当である。

3. 共同規制による法目的の達成

評価案は、評価を踏まえた今後の対応の方向として、まず、「①特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的な運営改善」と「②自主的な手続・体制整備に関する『指針』の改定」を挙げる（2頁）。

この両者は、截然と区別されるものではなく、相俟って法目的を達成するように設計されているものである。即ち、①は、本来であれば営利を追求する事業者が、同時に社会的な責任をも自覚し、外部から指摘を受けた、あるいは自ら発見した問題点について、自主的・自律的に取り組み、取引条件について利用者に適切な開示をし（5条）、デジタルプラットフォーム上で商品等を提供する事業者との関係で「相互理解」の促進を図るため必要な措置を執る（7条）ことにより市場環境

の改善を図るというものである。その必要な措置に関する基準を提供するのが経済産業大臣の定める指針、即ち②である（同条2項）。この仕組みの実効性について、法律上は、特定デジタルプラットフォーム事業に対して経済産業大臣が勧告を行うことを予定するが（6条1項、8条1項、10条3項）、それが遵守されないときに執りうる主要な措置は公正取引委員会への措置請求であり（13条）、強制的契機は法システム全体において稀薄である⁽²⁾。このような、民間の自主的かつ自律的な取り組みに期待してソフトな指針によって官庁が誘導を行うというものであり、講学上「共同規制」と呼ばれる⁽³⁾。ネットワーク関連ビジネスなど、技術革新が速く、市場環境も急速に変化する状況に適した仕組みであり、強制力ある法規制によって白黒をつけることが困難な領域において、巨大事業者に自制を促し、その相手方となる事業者や消費者の保護を図るのに適した手法である。

評価案が挙げる①は、大いに期待すべきことであり、透明化法の目的そのものである。特定デジタルプラットフォーム提供者に報告書を提出させて評価すること自体が、そのための仕組みである。また、②について、その「自主的な取組の状況」を踏まえつつ「経済社会情勢の変化」に応じて「不断に見直される」としていることは、上記のような共同規制の仕組みを十分に生かそうとするものといえることができる。さらに、前記のようなグローバル化の終焉と経済安全保障の時代の到来という時流を「経済社会情勢の変化」として明記するのであれば、より高く評価することができる⁽⁴⁾。

4. 今後の対応方向としての「強制力ある介入方策」

ところが、評価案は、上記①②に加え、「③強制力ある介入方策」を検討していくことが考えられる、としている。しかし、このようなことを検討するという

(2) 開示に関する勧告についてのみは不遵守に対して命令をもって対応することができるが（6条4項）、なおかつその命令に違反した場合の制裁は、100万円以下の罰金のみである（23条）。このような微罪について検察官が起訴し、多数の不確定法概念を含む構成要件すべてについて合理的な疑いを超えた立証を公判で試みるという可能性は、極めて低い。

(3) 参照、生貝直人『情報社会と共同規制—インターネット政策の国際比較制度研究』（勁草書房、2011年）。

(4) さらに、指針5頁に経済安全保障の観点が必要だとの記述を加えることが望ましい。

のは、上記の共同規制の法システムを根本的に転換するのを検討するということである。そのためには共同規制によって法目的を達することができないとの論証がなければならないが、それについては、徴憑すら窺われない。透明化法による評価は今回が嚆矢だと理解しているが、その最初の機会に法システムの根本的な転換を検討するというのは、極めて唐突である。

もとより、経済安全保障という時代潮流を踏まえれば、たとえば、現在の特定デジタルプラットフォーム提供者以外の事業者が市場シェアを伸ばし、しかもその背後に懸念国の政府があることが憂慮され、なおかつその政府がわが国の国民や政府が有するデータを大規模に収集するといった事態が生じた場合に、透明化法や独禁法などの既存法令で対処することができず、その種の大規模デジタルプラットフォーム提供者の事業活動を制限するといった方策ならば、考えられなくはない。しかしそれは、経済安保推進法の改正によってなされるべきことであり、透明化法を所管する経済産業省商務情報政策局情報経済課の所管事項ではないから、評価案にそのような含意があると考えすることは困難である。

そうだとすれば、「強制力ある介入方策」として何を想定しているのかを明記すべきであり、それを抜きにこのような記述を行うのは唐突の感を免れない。また、政府がそのような介入方策を検討すると明言すること自体が市場への介入なのであって、事業者に警戒を与え、経済活動を萎縮させることになりかねない。そのようであっては、懸念国由来のデジタルプラットフォーム提供者との競争上わが国の事業者のみが不利な立場に置かれ、上記のような事態が発生する可能性を高めることともなる。透明化法に基づく評価案においては、この部分は市場環境を際立って不透明にするものであって、削除することが望ましい。

5. 「高額」な手数料の問題とサイドローディング強制措置への懸念

ここには、もう一つ重大な懸念がある。「強制力ある介入方策」が具体的に何を指しているかは、はっきりしない。評価詳細においても、管見の限りその疑問を払拭する記述は見当たらない。したがってその内実を推測するのは困難であるが、あるいは、アプリストア手数料に関する観点を想定しているのかもしれない。手数料の問題は、30%の手数料を支払っているデベロッパがApp Storeで約0.3%、

Google Playでは約0.1%以下という数値が示されており⁽⁵⁾、そのような実態の下では、30%の手数料を支払っているデベロッパというのは、要は多くの利益を得ている例外だと見られ、そのような者の声に惑わされて強制力をもって市場に介入するのを検討すること自体、正当性に関して深刻な疑念がある。しかし、それとの関連でとりわけ懸念されるのは、手数料の引き下げと引き換えに主張される、サイドローディング強制措置である。

これは、一定の市場支配力を有するデジタルプラットフォーム提供者に対し、その管理下にあるサイトからユーザがアプリを入手するだけでなく、そうでないサイトからも入手できるようにせねばならない、との発想に立つものである。政府の他の部門での検討の文言を藉りれば、一定規模以上のOSを提供する事業者がアプリストアを提供する場合に、ユーザが「ブラウザを使ってアプリを直接ダウンロードできるようにする」ことを義務付ける、というものである⁽⁶⁾。これについては、評価案にも評価詳細にも記載されておらず、以下の本コメントが空振りとなり、筆者の懸念が杞憂に終わることを期待するものであるが、現に他の政府機関においては検討対象とされており⁽⁷⁾、透明化法に基づく「強制力ある介入方策」として将来想定される可能性もあるので、敢えて記載しておきたい。

このような措置を執れば、たしかに、OS提供者であるプラットフォーム提供事業者による制約を離れてアプリ製作者が自らの製品を供給できることとなり、

(5) デジタル市場競争会議による2022 年 4 月 26 日「モバイル・エコシステムに関する競争評価中間報告

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000235358>

(6) デジタル市場競争会議ワーキンググループ「モバイル・エコシステムに関する競争評価について、有識者からヒアリング（一般財団法人情報法制研究所高木浩光副理事長）」（令和4年11月15日）配付資料（高木副理事長提出）3頁。なお、本コメント筆者は、この一般財団法人の理事である。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi_wg/dai41/index.html

(7) デジタル市場競争本部・デジタル市場競争会議ワーキンググループ「モバイルエコシステムに関する競争評価中間報告（案）」（令和4年4月15日）。これはなぜか公表されていないが、同日の議事録を見ると、サイドローディング強制措置を導入する方向での議論があったことが明白であり（下記参照）、前注所掲の11月15日同会議配付資料でも引用されている。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi_wg/dai36/gijiroku.pdf

供給チャネルの多様化につながるから、競争促進的である、ということができる。しかしその反面で、プラットフォーム提供事業者が提供するセキュリティ上の措置を回避してアプリが流通することとなるので、社会全体としての脆弱性が高まる。もちろん、原理的な自由競争モデルに照らせば、ユーザにセキュリティを提供する事業者がプラットフォーム提供事業者である必要はないので、セキュリティ事業者が相互に競争し、セキュリティ・サービスについてもユーザが自らにとって最適の事業者を選択することにより、その面でも競争が促進される、と考えられるかもしれない。

しかしながら、このような想定は、あまりに単純な市場モデルに基づくものである。まず、供給チャネルの多様化という議論は、アプリ製作者とユーザの2者しか見ない議論である。ユーザにとっては、自らとアプリ製作者の間に立つOSとその載った端末を提供する事業者が最も重要なのであり、何よりもまずそれを選択している。たとえば、本コメントの筆者はPCについてはウィンドウズを選択しているが、その選択については、648グラムと軽量の富士通製端末が入手可能であることが大きな要因である。それに比すれば、OS上のアプリが多様な経路で提供されることにより得られる効用はわずかであり、むしろ、OS相互間で展開される競争が停廃されるならば、そのことの方が問題である。スマートフォンについていえば、本コメントの筆者はiOSを選択し、そのためにアップル製の端末を購入しているが、これは、競争相手であるAndroidについて十分なセキュリティ環境が提供されていないことが大きな要因である。iOSを搭載したアップル製品が高価であり、スペック上も最先端でないことは周知のところであるが、アップル社が全ユーザに提供するセキュリティ環境がサイドローディングの許容されたAndroid端末を上回るものであることも、また周知である。そうすると、サイドローディング強制措置は、こうした競争条件を撤廃し、脆弱なセキュリティ環境を全ユーザに押しつけるものである。そのような「競争促進的」効果は、いわばエルメスのバッグをスーパーマーケットで販売するのを強制する措置などのように、ユーザの効用にはつながらず、却ってそれを害するものである。

もちろん、セキュリティ環境をめぐる市場が競争的であり、ユーザ各自が自己に最適なセキュリティ・サービスを選択できるのであれば、こうした言明は成り立ちにくいといえよう。セキュリティ・サービスもまたアプリの一種として競争

環境下で提供されるのであり、良質で廉価な役務が市場を通じて提供され、それによってユーザの効用が増大する、というわけである。だが、その前提は、まず、セキュリティ・サービスの市場が自然独占ではない、ということであるが、そのような前提は成り立たない。評価の対象となる特定プラットフォーム提供事業者が提供するOSの種類は多くない。OSの各バージョンを別々に勘定するとしても、ごくわずかである。他方、それに不正挙動を強いる技術は多様であり、かつ日進月歩である。その種の不正アプリの挙動を収集し、分析し、対策を打つのは、「規模の利益」が強く作用する自然独占型の事業である。さらに、OSごとに仕組まれる不正に対処するにはOS自体の知識が必須であり、対策の多くもOSに組み込む必要があるが、そのために必須の情報が不正アプリの提供者に伝播するのを防止するためには多くを営業秘密とする必要があるから、そうした対策は、OSを提供する事業者自身か、それと密接に関連する事業者によって提供される必要がある。とすれば、セキュリティ事業者間の競争によってユーザの利便性と効用を拡大するというのは、絵空事であろう⁽⁸⁾。

これに加え、重視せねばならないのは、グローバル化の終焉と経済安全保障の時代の到来という変化である。サイドローディング強制措置の前提となるのは、グローバルな環境において事業者が自由に競争しており、その間に本来優劣はない、という想定であろう。だがそれは、市場の内部で競争する事業者とは異質なプレーヤーが登場している最近の変化をまったく反映していない。GDPで世界一、二を争う主権国家が国家戦略を遂行するためプラットフォーム提供事業者のセキュリティを破るマルウェアを製作するとか、そのマルウェアに「強い」代替OSを国家の影響下にある「民間」事業者が開発する、などという事態が想定されていないのである。懸念国がわが国のスマートフォンから大量のデータを収集したり、わが国が深刻な危機事態に対処すべきときに大量のスマートフォンOSが停止したり不正挙動をする、といった状況はまさに悪夢というべきであるが、

(8) さらに、仮にそのような前提が成り立つとしても、専門知識の乏しい一般的なユーザにとっては、自己に最適なセキュリティ・サービスを選択するのは困難である。高木副理事長はこれを「強者の論理」と表現するが（前記資料10頁）、経済学的には、市場における競争を支える情報の完全性が成り立たないということもできる。

そちらは単なる絵空事ではなく、専門家も警鐘を鳴らす現実的な事態である⁽⁹⁾。

現状とは異なるOSが開発され普及するという状況が、市場を通じて実現する可能性は低い。特にそのOSが日本の事業者が開発したものであるという可能性は、絶無とはいわないまでも極めて低い。それとともに、セキュリティ事業者間の自由な競争を通じてユーザの安全が確保されるというのは、あまりに楽観的な予測である。国家規模で影響を及ぼすような主体が存在する市場では、イコール・フットイングの競争が成り立たないからである。経済安全保障に直接に関わる重要分野では、残念ながら、市場を通じた競争によって善き状態がもたらされるというのは、もはや幻想である。透明化法の運用を含む競争政策は、このことを銘記して実行される必要がある。

終わりに

保守系シンクタンクとして名高いハドソン研究所は、2020年、グーグル対オラクル事件の訴訟において、自らの懸念を表明するための意見書（Amicus Brief）⁽¹⁰⁾を合衆国最高裁判所に提出した。著作権法におけるフェアユース法理の適用範囲という、国際政治分野で名高い研究所には場違いな分野での意見書を提出したのは、著作権法上の規律を緩和することが他の事業者によるOSの開発を容易にし、米国の安全保障を損なうとの観点からであった⁽¹¹⁾。今日では、市場における取引の対象である財産権の規律すら、経済安全保障の観点を抜きにしては語り得ないのである。本コメントが時代の急速な変化を強調したのも、同様の立場からのものである。

(9) 北村滋「スマートフォンは安全保障の最前線になった——IT競争政策はサイバー攻撃のリスクを考慮せよ」（2022年11月26日付）<https://toyokeizai.net/articles/-/634785> 筆者の北村前国家安全保障局長は、東大先端研玉井研究室の客員研究員である。

(10) https://www.supremecourt.gov/DocketPDF/18/18-956/133491/20200219150509690_18-956%20bsac%20Hudson-Final-PDFA.pdf

(11) 参照、玉井克哉「裁判所における『熟議』—グーグル対オラクル著作権侵害事件におけるアミカス・ブリーフを素材に—」Nextcom42号（2020）4-17頁、13頁。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

経済産業省商務情報政策局情報経済課

デジタル取引環境整備室 パブリックコメント担当 御中

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価（案）」に対する意見

【意見①】

■該当箇所

II 2（１），第３段落の２行目半ばから８行目半ばまで

手数料について競争が十分に働いていると認めるのが難しく、また、手数料の支払いの有無により利用事業者と Apple との間で公正な競争が歪められないか、15%ないし 30%の手数料が課されるアプリと手数料が課されないアプリとの区別は合理的なのかといった疑問も指摘されているような中で、利用事業者の理解と納得を得られる状況に至っているとはいえない。Apple 及び Google には、アプリストアの運営に係る費用と手数料の関係性や費用負担の在り方について詳しく説明すること、利用事業者からなる団体等と協議を進めること等、利用事業者との相互理解に向けて継続的に取り組んでいくことを期待する。

■意見内容

1. 経済産業省が、特定デジタルプラットフォーム提供者が運営するアプリストア事業に関して「手数料について競争が十分に働いているか否か」を評価するにあたっては、一部の利用事業者の意見に過度に依拠するのではなく、関連市場の明確な画定やアプリストア事業の仕組みに関する正確な理解に立脚した精緻な経済分析を行うことが望ましい。
2. アプリストア事業を包含する関連市場が適切な方法によって画定された場合、当該市場には Apple と Google が運営するアプリストアが両方とも含まれることが確実視される。また、アプリの種別によってはその他の流通経路も関連市場に含まれるものと考えられる。例えば、携帯端末とパソコンの双方で消費されるデジタルコンテンツを扱うアプリに関しては、App Store と Google Play だけでなく、利用事業者の自社サイトを含む様々な流通経路が存在しており、それらをす

べて包含する関連市場が画定されるものと考えられる。複数の流通経路間で競争が行われている現状においては、アプリストアの手数料率は競争的な水準に設定されている可能性が高い。もっとも、アプリストア運営事業者は電力送配電市場における一般送配電事業者等とは違って、自然独占を形成しているわけではないため、そもそも価格規制の対象とすべきではない。したがって、アプリストア運営事業者の手数料率を、当該事業者の収入と総費用が一致するような水準に規制する政策は経済学的には正当化されない。

3. 現行の手数料体系の下では、利用事業者は少額の登録料を除けば前もって料金を支払うことなく、アプリストア運営事業者からアプリの安全性・機能性の検証やアプリストアへの掲載といったサービスを受けることができる。一方で、アプリストア運営事業者は多額の研究開発投資や設備投資に加え、日々発生する費用を負担することでアプリストアを運営しており、それによって利用事業者が膨大な数の消費者にアクセスすることを可能にしている。消費者もそのおかげで多種多様なアプリから好みのアプリを選択することが可能となっており、結果として多額の消費者余剰が生み出されている。アプリが売上を実現した場合に課される手数料は、アプリストア運営事業者が運営費用を回収すると共に、投資に対する適正な収益を実現するために必要である。仮に手数料率に上限が課された場合、アプリストア運営事業者は利用事業者に高額なアプリ掲載費用を課すなどして費用を回収し、投資収益を確保せざるを得ないだろう。そうなった場合、多くの利用事業者はアプリを開発したり、アプリストアに掲載したりするインセンティブを失うと考えられる。そのような変化は、利用事業者だけでなく消費者にも多大な不利益をもたらす。
4. 「手数料の支払いの有無により利用事業者と Apple との間で公正な競争が歪められないか」という疑問に関しては、経済学理論が多くの示唆を提供している。具合的には、数多くのミクロ経済学モデルが、プラットフォーム提供者が自ら商品・サービスの提供者となること（例えば、アプリストア運営事業者が自らアプリを提供すること）は経済厚生を改善をもたらすことを示している。こうした結論は、プラットフォーム提供者と利用事業者との間の、手数料に起因する費用の非対称性を考慮した場合でも成立する。このことは、アプリストア運営事業者が自らアプリを提供することは競争を歪めるのではなく、むしろ競争を促進する効果を持つことを示唆する。
5. 公開されているエビデンスからも、利用事業者がアプリを提供する様々な川下市場（音楽配信サービス、動画配信サービス、ゲーム配信サービス等の各市場）において、アプリストア運営事業者が自らアプリを提供することが、競争を歪めるわけではないことが窺われる。実際、Apple のアプリが利用事業者のアプリと競合する多くの市場において、消費者の間では利用事業者のアプリのほうが広く普

及していることが報告されている。

■理由

1. 1 点目のコメントに関連して、競争の十分性を評価する際に、関連市場を慎重に画定すると同時に、対象産業におけるビジネスの実態を正確に把握した上で、客観的なエビデンスやロジックに依拠して判断を行うことの重要性は Davis and Garcés (2010)に記されている。また、関連市場の画定方法は公正取引委員会の『企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針』において詳述されている。
2. 2 点目のコメントに関連して、Apple の App Store の市場における地位が一つの争点となった Epic Games 対 Apple 訴訟において、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所の判決(2021 年)は「全てのモバイル・ゲームの取引 (mobile gaming transactions)」という関連市場を画定している。その上で、当該市場には Apple と Google が運営するアプリストアが両方とも含まれること、そして他のプラットフォーム（任天堂のスイッチ等）からも競争圧力がもたらされていることを指摘している。ゲーム以外のデジタルコンテンツの取引に関しては、さらに広い関連市場が画定される可能性が高い。例えば、動画配信サービスの取引に関しては、App Store 及び Google Play に加え、各動画配信サービス提供者の自社ウェブサイトが含まれる関連市場が画定されて当然だろう。
3. 3 点目のコメントに関連する点として、プラットフォーム提供者が商品・サービスの検証や掲載自体には料金を課さず、売上が実現して初めて手数料を課す方針をとっている理由について、Hagiu and Wright (2022)は次のように述べている。「利用事業者は典型的には予算制約に直面しているため、将来実現することが期待される売上高に相応の利用料金を、プラットフォーム運営者に前もって支払うことはできない。」さらに、Hagiu and Wright (2022)は「利用事業者がプラットフォーム上で直面する需要（もしくはプラットフォーム上で実現する売上高）に関しては極めて大きなばらつきと不確実性が存在するため、仮にプラットフォーム運営者が利用事業者の生産者余剰を吸収しようとして固定的な初期料金を設定した場合、その金額が高すぎて多くの利用事業者が商品・サービスの掲載を断念することになる」と述べている。彼らの指摘は現実のデータによって裏付けられている。例えば、オランダの競争当局である ACM のアプリストアに関する報告書（Netherlands Authority for Consumers and Markets, 2019）で引用されている 2015 年の調査結果によれば、App Store と Google Play に掲載されている全アプリのうち、0.1 パーセントを構成するに過ぎない少数のアプリが消費者による全ダウンロード数の 85 パーセントを占めている。この事実は、大多数の利用事業者が大した売上を実現できていないこと、そして仮にアプリ掲載に高額な初期料金が課された場合には、多くの利用事業者がそれを負担できずにアプリ掲載を

断念するであろうことを示唆する。

4. 4 点目のコメントに関連して、次に挙げるミクロ経済学の理論研究はいずれもプラットフォーム提供者が自ら商品・サービスの提供者となることが消費者余剰を高め、経済厚生を改善させることを示している。Dryden, Khodjamirian, and Padilla (2020); Etro (2021); Hagiu, Teh, and Wright (2022); Zenno (2022)。
5. 5 点目のコメントに関連して、アメリカの大手エコノミック・コンサルティング会社である Analysis Group による最近の報告書によれば、Apple と App Store の利用事業者が類似した機能を持つアプリを共に提供している川下市場では、利用事業者のアプリのほうが消費者の間で広く普及していることが一般的である (Analysis Group, 2022)。

[意見②]

■該当箇所 (2 か所)

II 2 (2), 第 1 段落の 2 行目半ばから最後まで

利用事業者からは、違反行為に対する措置、商品・アプリの表示順位、利用事業者の事業活動に関するデータ利用等の場面で、「特定デジタルプラットフォーム提供者が自社や関係会社を優遇しているのではないか」と懸念する声が寄せられている。国際的にも、大手デジタルプラットフォームによる自社優遇行為については競争上の問題があり得るとして、様々な議論・検討がなされている。

II 2 (5), 第 2 段落の最初から 2 行目半ばまで

アプリ審査の手续や体制については、利用事業者から一定の改善を指摘する声がある一方で、その予見可能性や公正性・公平性について課題を指摘する声もある。

■意見内容

1. プラットフォームビジネスが持つ「二面性」(消費者と利用事業者の双方にサービスを提供しているという特徴)、そしてプラットフォーム提供者の収入が消費者と利用事業者の間の取引量に比例するという実態を踏まえると、プラットフォーム提供者は極めて限定的な状況下においてしか、競争阻害的な(つまり、利用事業者の排除に繋がるような)自己優遇行為をとるインセンティブを持たないものと考えられる。具体的には、(1) 独占的なプラットフォーム提供者が、プラットフォーム市場における自身の独占的地位を脅かす存在として利用事業者を警戒し、当該利用事業者からもたらされる潜在的競争を消滅させるために自己優遇行為をとる場合、そして(2) プラットフォーム提供者が川下市場の競争相手を排除し、以て当該川下市場を独占することを目的に自己優遇行為をとる場合である。アプリストア運営事業者に関しては、上記の(1)と(2)はいずれも当てはまらないと考えられる。

2. 1 つ目の可能性（アプリストア運営事業者が、利用事業者からもたされる潜在的競争を消滅させるために自己優遇行為をとる可能性）に関しては、そもそもアプリストア運営事業者は競合アプリストアや他の流通経路（利用事業者の自社ウェブサイト等）と競争しているため、守るべき「独占的地位」というものを有していない。アプリストア運営事業者にとっては、どうやってより多くの消費者及び利用事業者を惹きつけるかが最大の関心事であることから、利用事業者の離反を招きかねない自己優遇行為をとるインセンティブは有していないと考えるのが自然であろう。
3. 2 つ目の可能性（アプリストア運営事業者が、川下市場を独占する目的で自己優遇行為をとる可能性）は、公開されているエビデンスに基づけばあまり現実的でない。例えば Apple の自社アプリが利用事業者のアプリと競合している川下市場において、多くの場合、利用事業者のアプリのほうが消費者の間で広く普及していることが報告されている。また、有力な利用事業者の多くはデジタルコンテンツの配信手段として、携帯端末上のアプリに依存しているわけではない。例えば、動画配信事業者にとっては自社ウェブサイトが主要な配信手段であるし、音楽配信事業者にとってはパソコン用アプリも重要な配信手段である。ゲーム開発事業者にとっては、ゲームコンソールやパソコン上のプラットフォームなど多数の配信手段が存在する。そのような状況下で、仮にアプリストア運営事業者がアプリストア上で自己優遇行為をとったとしても、川下市場の独占化には繋がらないだろう。

■理由

1. 1 点目のコメントに関連して、Hoffmann and Shinn (2021)はプラットフォーム提供者が競争阻害的な自己優遇行為をとるインセンティブを持つ状況について検討している。彼らの考察によれば、プラットフォーム市場における独占的地位の維持又は川下市場における独占的地位の獲得という目的がない限り、プラットフォーム運営者にとって自己優遇行為は経済合理的でない。Hoffmann and Shinn (2021)が指摘するように、一見自己優遇のように見えるプラットフォーム提供者の行為の多くは、実際には消費者に便益を提供し、以て消費者を惹きつけることを目的としている。かかる行為はプラットフォームを利用する消費者数を増やす効果を持つため、利用事業者の商品・サービスに対する需要拡大に繋がる。よって、利用事業者にも利益をもたらすものであると言える。
2. 2 点目のコメントに関連して、Epic Games 対 Apple 訴訟におけるカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所の判決(2021 年)が示唆するとおり、App Store と Google Play は同一の関連市場で競合しており、他の流通経路とも競争している。ここから、いずれのアプリストア運営事業者も独占的地位を有しないことを確認

できる。

3. 3点目のコメントに関連する点として、既述のとおり Analysis Group (2022)によると、App Store の利用事業者と Apple が類似した機能を持つアプリを共に提供している川下市場では、利用事業者のアプリのほうが消費者の間で広く普及していることが一般的である。また、同報告書によれば App Store に掲載されている全アプリの 99.99%は利用事業者が開発したものであり、利用事業者が多様なアプリを App Store に掲載していることが、iOS 端末の消費者の間での高評価に繋がっている。

[参考文献]

Analysis Group (2022) *The Success of Third-Party Apps on the App Store*.

Davis, P., and E. Garcés (2010) *Quantitative Techniques for Competition and Antitrust Analysis*, Princeton University Press.

Dryden, N., S. Khodjamirian, and J. Padilla (2020) “The Simple Economics of Hybrid Marketplaces” *Competition* 23: 85-99.

Etro, F. (2021) “Product Selection in Online Marketplaces” *Journal of Economics and Management Strategy* 30: 614-637.

Hagiu, A., T. Teh, and J. Wright (2022) “Should Platforms Be allowed to Sell on their Own Marketplaces?” *RAND Journal of Economics* 53: 297-327.

Hagiu, A., and J. Wright (2022) “Marketplace Leakage” working paper.

Hoffman, B., and G. Shinn (2021) “Self-Preferencing and Antitrust: Harmful Solutions for an Improbable Problem” *CPI Antitrust Chronicle*.

Netherlands Authority for Consumers and Markets (2019) *Market Study into Mobile App Stores*.

Zenryo, Y. (2022) “Platform Encroachment and Own-Content Bias” *Journal of Industrial Economics* 70: 684-710.